

# 救急救命士教育等の事務に関する調査報告

1. 救急救命士養成科教育委託
2. 横浜市救急救命士養成所長（専任教員）
3. 横浜市救命指導医連絡調整業務委託
4. その他の委託契約事務

平成21年5月21日

安全管理局

平成3年8月の救急救命士法の施行に伴い、同年9月には本市において救急救命士養成教育をスタートさせ、平成4年の制度発足当初には高規格救急車が一気に全16区に配置されるなど、救急業務の高度化は、急速に進展しました。

こうした横浜市における救急業務の高度化に関しては、極めて短期間の中で新たな業務をスタートさせていくため、平成3年2月に、横浜市医師会会長を委員長として横浜市病院協会副会長、市内3大学救命救急センター長、横浜市衛生局及び消防局職員等9名の委員による「横浜市救急業務検討委員会」が設置され、同年8月に報告書が提出されました。(資料編P1～P20)

この報告書では、「救急救命士教育について、その実施主体は横浜市立大学医学部病院を核とし、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学藤が丘病院の3大学病院において、それぞれ救命救急センターが中心となり実施する。」とされています。また、「教育の実施に当たっては、対外的にも、横浜市の医療関係者の総意の下に実施していることが明らかになるような形態をとることが望ましい。」とされました。

救急救命士制度の導入は、まさに、消防が医療分野に参画するという、当時としては画期的な取り組みでもあり、広く医療関係者のコンセンサスを得ながら進める必要があったため、その教育については、市内の医療関係者を束ねる社団法人横浜市医師会に委託することが最善の方策であると判断したものと考えられます。

このような背景の下、救急救命士養成教育の(社)横浜市医師会への単独随意契約での委託実施と基金口座の開設、救命指導医の派遣に係る社団法人横浜市病院協会への単独随意契約での委託実施と基金口座の開設など、委託を利用した事業執行の仕組みを当局側からの働きかけで作りに上げたことが、当時の関係者からの聞き取り調査の結果明らかになりました。

当初に作り上げられたこうした仕組みについては、これまでもチェックする機会は幾度もあり、時代に応じて検証し、事務執行方法等を見直すべきでしたが、それがなされることはありませんでした。

こうした事務執行について所管課内部では何度か改善を求める意見が出されたこともありましたが、歴代の上司は、これまで作り上げてきた救急システムが崩壊してしまう、あるいは、医療関係者からの協力が得られなくなってしまうのではないかと考え、気づいていたにも関わらず対処できずに時間が経過し、代々引き継がれていたことが明らかになりました。

今回の救急救命士教育等の事務に関する調査結果としては、それぞれの事務の執行状況において、明らかに目的を逸脱した行為や明らかに私的に金銭を流用するなどといったことは確認されませんでした。本来、委託先で行うべき業務を本市職員が行っていたこと、養成所長の出勤の有無に係わらず出勤処理を行っていたことなど、いずれの事業も不適切な事務処理であり、さらにはそれが継続され、結果として本事業の仕組みを容認してきたことが問題であります。

今回の調査結果については、当局として重く受け止め深く反省するとともに、今後の措置については、法律の専門家の意見等も踏まえて厳正に対処します。また、事務の適正化と再発防止を徹底していきます。

救急業務高度化の経過

区分	国の動き	横浜市	
		主な事業	<委託した業務>
平成2年度	6月 ・自治省消防庁、厚生省の両省において病院前救護の充実策について検討開始		
平成3年度	2月 4月 8月 <b>救急救命士法</b> ・制定(4月23日) ・施行(8月15日)	2月12日 ・横浜市救急業務検討委員会設置(8月13日検討結果報告) 9月2日 ・横浜市救急救命士養成所開所(8月10日竣工)	<b>救急救命士養成科教育</b>
平成4年度	1月 5月 6月 7月 12月 <b>救急救命士の業務開始</b> ・「救急救命士の資格を有する救急隊員による救急業務の開始」(平成4年5月消防救第66号消防庁救急救助課長通知) <b>救急救命士への指示体制の確立</b> ・「救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について」(平成4年12月消防救第151号消防庁救急救助課長通知)	1月9日 ・横浜市救急業務連携強化委員会設置(~4月7日)  6月24日 ・横浜市救急業務委員会 設置 7月1日~ ・救急救命士 本格運用  救急業務委員会第3次報告(平成6年12月)により、国からの制度化を待つことなく、本市では救急救命士の再教育制度の創設を早期に望むことを提言	<b>救急救命士実務研修</b> <b>救急科に関する教育</b>
平成5年度	8月	8月1日~ ・救命指導医制度発足	<b>横浜市救命指導医連絡調整業務</b>
平成7年度	10月		<b>救急救命士再教育研修</b>
平成10年度	4月	4月1日~ ・救命指導医365日24時間体制実施	
平成14年度	7月 12月 ・メディカルコントロール協議会の設置促進 ・メディカルコントロール体制の整備促進	12月5日 ・横浜市メディカルコントロール協議会設置	「救急業務の高度化の推進について」(平成13年7月消防救第204号消防庁救急救助課長通知)において、メディカルコントロール体制の構築と救急隊員の資質向上について通知。この中で、救急活動の事後検証を実施するよう努めることとしている。
平成15年度	4月 <b>医師の包括的指示での除細動開始(法改正)</b>		<b>救急活動事後検証</b>
平成16年度	7月 <b>救急救命士による気管挿管可能(法改正)</b>	横浜型新救急システムの運用開始にあたり、H20.1.23横浜市メディカルコントロール協議会においてディスパッチャー教育について提言があり、H20.4.21同協議会において教育の実施を調整すると報告している。	
平成18年度	4月 <b>救急救命士による薬剤投与可能(法改正)</b>		<b>特別教育薬剤投与追加教育</b>
平成20年度	3月 <b>「よこはま救急改革特区」認定</b>		
平成20年度	10月	10月1日~ ・横浜型新救急システム運用開始	<b>特別教育ディスパッチャー養成教育</b>

# 1 救急救命士養成科教育委託

＜資料編 P 2 1～P 2 3 参照＞

## (1) 事業概要

救急救命士養成教育とは、救急救命士法に定める救急救命士の養成にあたり、横浜市救急救命士養成所において、救急救命士国家試験に合格しうる知識及び技能を習得させるために行う教育です。

当該教育を実施するには、救急救命士法第 34 条(救急救命士国家試験の受験資格) に基づく救急救命士学校養成所指定規則により定められた指定基準を満たした救急救命士養成所において、教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、そのうち一定人数については医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員を置くことなどが必要となります。

本市においては、当該教育を「専科教育救急救命士養成科」とし、定員 40 名で、9 月から翌年 3 月までの期間で年に 1 回実施しており、講義及び病院実習を（社）横浜市医師会に委託しています（平成 20 年度委託金額：20,955,996 円）。

## ア 業務内容

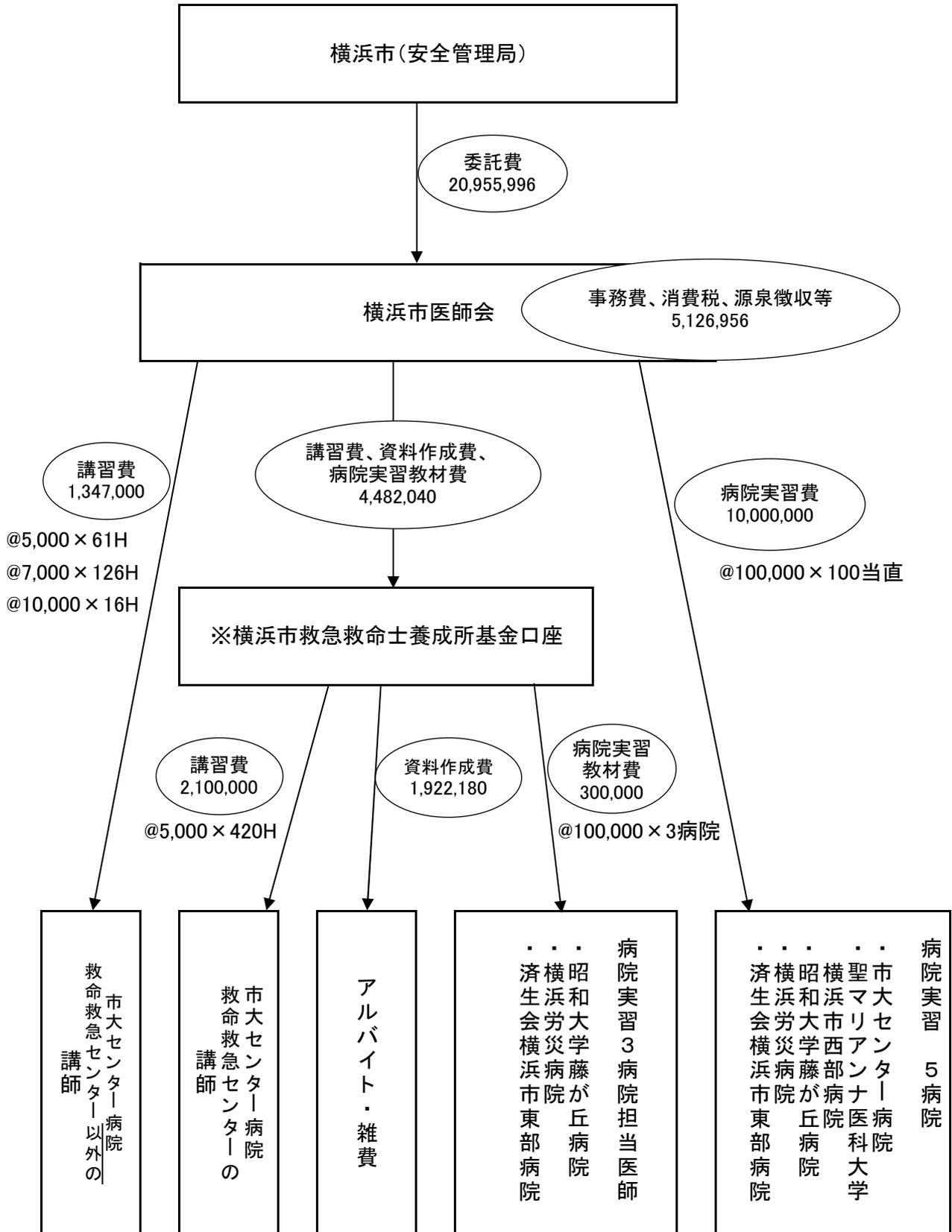
- a 横浜市の指定する講師が担当する以外の講義を行う講師の選定
- b 選定講師の派遣
- c 横浜市の指定する機関以外の臨床実習病院の確保及び日程の調整並びに臨床実習に伴う契約の締結
- d 講義資料等の作成
- e 派遣講師及び横浜市の指定する機関以外の臨床実習病院に対する経費の支払い

## イ 平成 20 年度の委託料の内訳

	単価	単位数	計(円)
①講習費	11,670	600 時間	7,002,000
②資料作成費	5,260	122 日	641,720
③病院実習費	100,000	100 当直	10,000,000
④病院実習教材費	100,000	5 病院	500,000
⑤事務費	①～④計の 10%		1,814,372
⑥消費税			997,904
合 計			20,955,996

# 平成20年度 専科教育救急救命士養成科教育委託費の流れ

\* 数字の単位は円



※横浜市救急救命士養成所基金口座の残高 1,061,963円(H21.3.24現在)

## (2) 明らかになった事実のうち問題と思われる事項

救急救命士養成教育の実施に当たり、医療機関からの講師派遣等について(社)横浜市医師会に委託していましたが、委託料の内訳と異なる委託費の支払い先及び支払金額等は医療関係者との調整を経て当局側の働きかけで行っていたものであり、救急救命士委託契約業務全体の仕組みは当局側で作りに上げていたことが明らかになりました。

本市から医師会への委託費の一部は、横浜市救急救命士養成所基金口座を通じて支払われていました。その内訳は、市大センター病院救命救急センターの医師に対する講習費、アルバイト雇用等のための経費、病院実習を行う病院への病院実習教材費となっていました。市大センター病院救命救急センター以外の医師への講習費、病院において当直で行う病院実習費については、医師会から支払われていました。

なお、講習費について、市大センター病院医師は5,000円、市大医学部医師は7,000円、それ以外の医師は10,000円が支払われていました。

また、委託業務の履行状況の確認については、契約関係法令に定める検査や検査調書を作成すべきところを行っていませんでした。

このほか、明らかになった事実は以下のとおりです。

### ア 仕様書に定める講義時間の履行

平成15年度から平成19年度までの間、仕様書に定める委託講義時間と実際の講義時間の乖離に気づかず、約100時間のずれが生じていました。

### イ 講義資料等の作成

講義資料の作成については、講師が資料作成していたものの、資料の加工・印刷・編纂・コピーなどを当局雇用でないアルバイトが養成所の備品等を使用し実施しており、その一部を当局職員も行っていました。また、平成11年度から平成15年度までの間、救急救命士養成教育終了後、医師会に支払われた委託費の中から、資料作成に使用した消耗品等の補充や購入を医師会に依頼していました(総額 2,557,574円)。

### ウ 派遣講師に対する経費の支払い

派遣講師に対する講習費の支払い事務は、当局雇用でないアルバイトが実施していました。また、模擬試験問題監修や病院実習受入準備をした時間を講義時間として加算し、医師会に報告していました。

なお、アルバイトの不在時には、こうした事務を当局側が行っていました。

委託業務に従事しているアルバイトについては、平成6年度まで年2回実施していた救急救命士養成科が、平成7年度から年1回(6ヶ月間)の実施となったことから、年間を通してアルバイト報酬を支給できるよう当局と医師会で調整していました。

## (3) 今後の対応

平成21年度から(社)横浜市医師会との委託事業を取りやめ、病院と協定書を交わして事業を実施できるよう調整中です。

## 2 横浜市救急救命士養成所長（専任教員）

<資料編 P24～P32参照>

### (1) 事業内容

救急救命士法及び救急救命士学校養成所指定規則（文部科学省・厚生労働省令）に基づく、本市の専任教員の設置については、横浜市救急救命士養成所教育規程（以下「教育規程」という。）で定めています。

専任教員のうち2人は、医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する者とされ、かつ、専任教員のうち少なくとも1人は、救急救命処置に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後5年以上業務に従事した救急救命士であることが必要とされています。

養成所開所の平成3年9月2日に専任教員として医師2人が就任し、平成5年3月1日からは嘱託員として採用し報酬を支給することとしています。

平成19年4月1日から、養成所長は専任教員と兼ねることができ、また、専任教員のうち医師は、専任教授と称することができることとしました。

専任教員の業務内容は、「横浜市救急救命士養成所養成所長・専任教授（専任教員）嘱託員就業要綱」（以下「就業要綱」という。）に、「講義及び実習指導」、「教育のカリキュラム作成」、「国家試験問題の分析」、「模擬試験問題の作成」、「教育生に対する指導」などが定められており、また、養成所長の業務内容は専任教員の業務内容に加え、「専任教員に対する指導、助言」、「教育に係る養成教育会議の統括」と定められています。

### (2) 明らかになった事実のうち問題と思われる事項

ア 就業要綱に定める養成所長及び専任教員の就業条件では、勤務日は月曜日から金曜日までのうち2日であり、また、勤務時間は午前8時45分から午後5時15分（休憩時間は12時から13時までの1時間）までと定められていますが、職員のヒアリング結果からは、必ずしも就業要綱に定めるとおりの勤務がなされていなかったことが明らかになっています。一方で、専任教員は必ずしも救急救命士養成所において勤務をしていなかったものの、専任教員が行うべき業務については、その管理の下に当局職員が実施し、また、教育生に対する教授及び指導については必要に応じて実施するなど、救急救命士の養成という目的を達成するための業務を包括的に行っていたという側面も明らかになっています。

イ 勤務実績は、出勤簿など消防職員の例による方法及び様式により、記録・管理する必要がありますが、嘱託員の出勤の有無に関わらず、当局側が出勤処理を行い、毎月の報酬を支給していました。職員のヒアリング結果からは、こうした事務処理について負担感や不審を持って事務処理を行い、そのことを上司に意見する職員もいましたが、結果的には改善が図られることはなく、前任者から引き継がれる形で業務が継続されていたことが明らかになりました。

### (3) 今後の対応

平成21年度から、医師を嘱託員の専任教員として採用せず、資格要件を満たした当局の救急救命士3名を専任教員として登録しました。

### 3 横浜市救命指導医連絡調整業務委託

<資料編 P33～P44参照>

#### (1) 事業概要

救急救命士法に基づく「医師の具体的指示」への対応、傷病者の重症度判定及び適切な医療機関選定、医療機関との連絡調整、救急業務の社会的信頼性と市民の安心感の向上を図ることを目的として、横浜市救命指導医（以下「指導医」という。）が、24 時間 365 日、消防司令センターに常駐しています（市内の 12 医療機関から派遣され輪番制で対応）。

指導医は地方公務員法（第 3 条第 3 項第 3 号）に定める非常勤特別職職員で、横浜市消防長が採用しています。

指導医制度の実施にあたり、指導医及び医療機関等との密接な連携を確保するとともに、効率的に業務を推進し、制度の円滑な運用を図ることを目的として、横浜市救命指導医連絡調整業務を、本市が(社)横浜市病院協会に委託しています（平成 20 年度委託金額：4,700,000 円）。

#### ア 業務内容

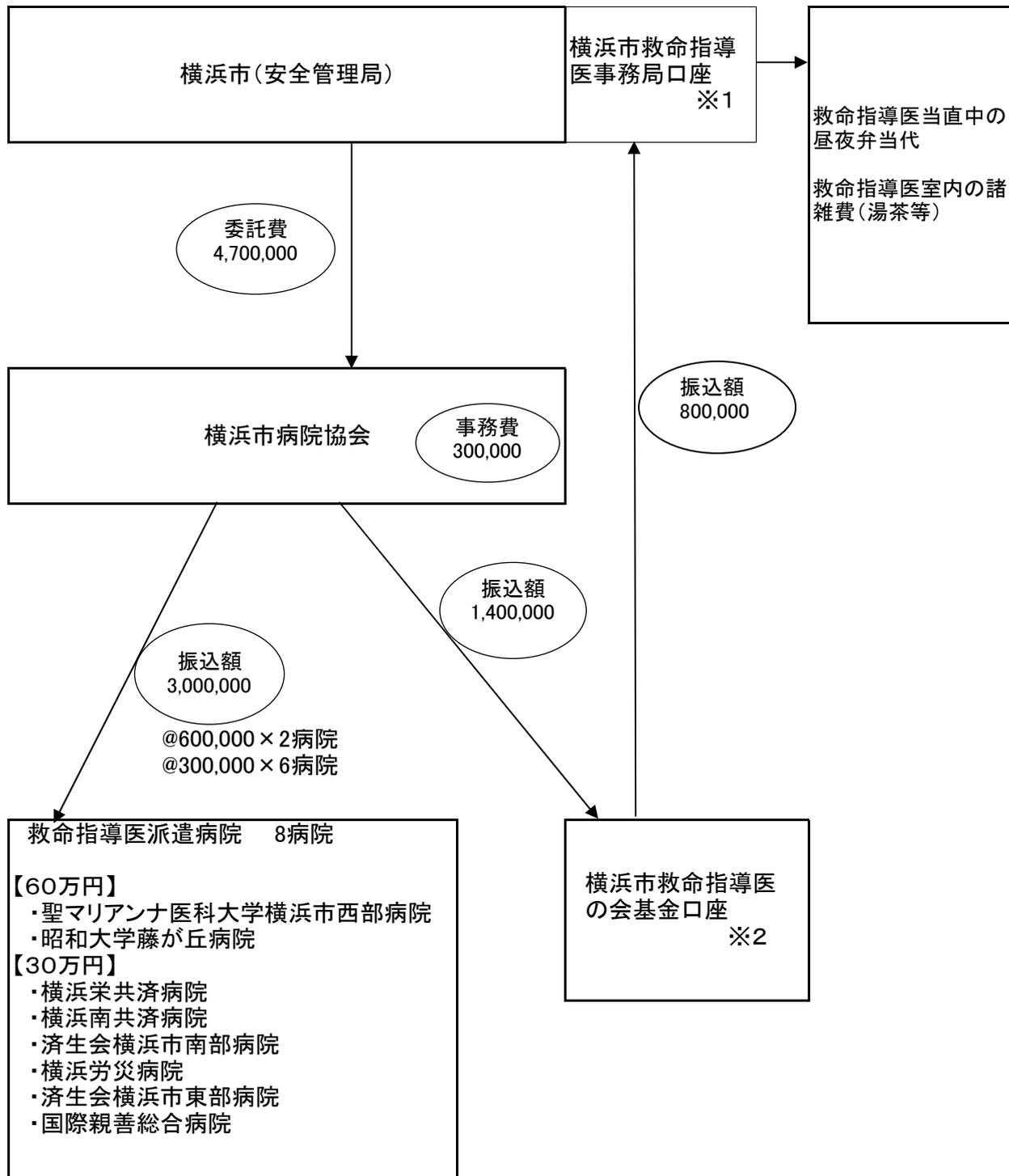
- (7) 指導医の勤務日程に関する指導医及びその所属する医療機関等との連絡調整
- (イ) 指導医体制に関する意見交換及び意見集約業務
- (ウ) その他横浜市救命指導医の円滑な業務の実施に必要な調整業務

#### イ 平成 20 年度の委託料の内訳

名称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）
月別指導医勤務表作成	H20. 4～6	24	人日	4,500	108,000
指導医派遣医療機関との連絡調整	H20. 4～6	182	人日	4,500	819,000
救命指導医体制の意見集約	H20. 4～6	36	人日	4,500	162,000
月別指導医勤務表作成	H20. 7～9	24	人日	4,500	108,000
指導医派遣医療機関との連絡調整	H20. 7～9	184	人日	4,500	828,000
救命指導医体制の意見集約	H20. 7～9	36	人日	4,500	162,000
月別指導医勤務表作成	H20. 10～12	24	人日	4,500	108,000
指導医派遣医療機関との連絡調整	H20. 10～12	184	人日	4,500	828,000
救命指導医体制の意見集約	H20. 10～12	36	人日	4,500	162,000
月別指導医勤務表作成	H21. 1～3	24	人日	4,500	108,000
指導医派遣医療機関との連絡調整	H21. 1～3	180	人日	4,500	810,000
救命指導医体制の意見集約	H21. 1～3	36	人日	4,500	162,000
事務費	H20. 1～3	1	式		111,191
小計					4,476,191
消費税相当額					223,809
合計					4,700,000

# 平成20年度 救命指導医連絡調整業務委託費の流れ

\* 数字の単位は円



※1 横浜市救命指導医事務局口座の残高 384,533円(H21.4.8現在)

※2 横浜市救命指導医の会基金口座の残高 6,018,082円(H21.4.21現在)

## (2) 明らかになった事実のうち問題と思われる事項

救命指導医連絡調整業務委託は、(社)横浜市病院協会に委託していましたが、委託費の支払い先及び支払金額等は医療関係者との調整を経て当局側の働きかけで行われたものであり、委託契約業務全体の仕組みは救命士養成委託と同様に当局側で作りに上げていたことが明らかになりました。

このうち、救命指導医の当直時における昼夜の弁当代や諸雑費に充てる経費は、病院協会から「横浜市救急救命指導医の会基金」口座を経て当局救急課が管理している「横浜市救命指導医事務局」口座へ振り込まれ、そこから支出していたことが明らかになりました。平成5年度から平成20年度までの間に、救命指導医の当直時における弁当代等として「横浜市救命指導医の会基金」口座から「横浜市救命指導医事務局」へ支出された総額は、10,964,576円となっています。

また、委託業務の履行状況の確認については、契約関係法令に定める検査や検査調書を作成すべきところを行っていませんでした。

このほか、明らかになった事実は以下のとおりです。

### ア 委託業務内容のうち、以下の業務の一部を救急課で実施

- (ア) 救命指導医の月別勤務予定表は、当局救急課が各派遣先医療機関へ送り、各派遣先医療機関は、所属する指導医の割振りをした後に当局救急課へ返送していました。
- (イ) 予定された指導医の勤務が不可能(欠勤)となった場合の調整は、当局司令課職員が当番日の医療機関に電話し、派遣先医療機関の職員が当直医師の携帯に電話で確認していました。
- (ウ) 指導医体制に関する意見交換及び意見集約業務は、救急課が「救命指導医日誌」等を基に指導医からの指摘等を集約していました。

### イ 委託料470万円に係る(社)横浜市病院協会の執行内訳

- (ア) 病院協会から「横浜市救命指導医の会基金」口座に140万円振り込まれ、60万円は指導医の円滑な業務推進に必要な調整、研修会等の実施、救急業務に関する調査研究等、会の運営に係る経費分とし、80万円は指導医勤務中に司令センター内で取る弁当代等として、救急課が保管する「横浜市救命指導医事務局」口座へ振り込み、その口座から救急課職員が毎月指導医に係る経費を支出していました。

救命指導医はいつ発生するかわからない救急救命士への具体的指示行為を実施するため司令センター内から外出できないこと、また、所属医療機関での業務を終えてから司令センターの勤務に就くことが多く、手術等で若干遅くなるような場合は食事を取る余裕もないことから、勤務中の食事を当局が支給することが「救命指導医マニュアル」で記載されています。

その弁当代や指導医室の湯茶代等諸雑費等を支払うため、「救命指導医事務局」口座を救急課が開設し、円滑な調達等が行えるようにしていました。

- (イ) 救命指導医を派遣している8病院に対し、合計300万円を病院協会から支払っていました。これは、派遣先医療機関が行う、救命指導医の割り振りや欠勤時における連絡調整等、院内指示体制の整備に係る経費としています。

## (3) 今後の対応

平成21年度から、(社)横浜市病院協会への委託を取りやめ、当局が直接対応することとしました。

## 4 その他の委託契約事務

＜資料編 P45～P56参照＞

### (1) 調査結果

救急業務に関する委託契約については、救急救命士養成教育及び救命指導医連絡調整業務のほか、下記の6件を（社）横浜市医師会及び（社）横浜市病院協会に委託していました。調査の結果、アからオの委託契約については、委託した業務を委託先と当局側が協力して実施していました。

いずれの委託業務についても委託費の支払い等について不審な点は見受けられず、目的に合致した執行が行われていました。しかしながら、それぞれの委託について、単独随意契約にするような理由に乏しいことが明らかになりました。

#### ア 救急救命士再教育研修委託

委託先：（社）横浜市医師会、平成20年度支払金額：6,914,019円

#### イ 救急救命士実務研修委託

委託先：（社）横浜市医師会、平成20年度支払金額：6,291,600円

#### ウ 救急活動事後検証委託

委託先：（社）横浜市医師会、平成20年度支払金額：13,037,640円

上記アからウにおける日程調整については、当局側から各病院への依頼により実施しました。また、研修報告等は、当局側で取りまとめて（社）横浜市医師会に送付しました。

#### エ 特別教育薬剤投与追加教育委託

委託先：（社）横浜市医師会、平成20年度支払金額：2,255,133円

#### オ 特別教育ディスパッチャー養成教育

委託先：（社）横浜市医師会、平成20年度支払金額：291,060円

上記エ及びオにおける講師医師の確保は、当局側が病院の実務担当者に依頼していました。

#### カ 救急科に関する教育委託

委託先：（社）横浜市病院協会、平成20年度支払金額：4,795,560円

委託業務内容については、すべて（社）横浜市病院協会が実施していました。

## (2) 今後の対応

今回の調査結果を踏まえ、(社)横浜市医師会及び(社)横浜市病院協会との委託業務については、平成21年度からすべての事務を見直します。

### ア 救急救命士再教育研修委託

委託事業を取りやめ、講師派遣病院と個々に協定書を交わして事業を実施します。

### イ 救急救命士実務研修委託

委託事業を取りやめ、講師派遣病院と個々に協定書を交わして事業を実施します。

### ウ 救急活動事後検証委託

委託事業を取りやめ、講師派遣病院と個々に協定書を交わして事業を実施するよう調整中です。

### エ 特別教育薬剤投与追加教育委託

医師派遣の病院から直接講師派遣を依頼する方式に変更して実施します。

### オ 特別教育ディスパッチャー養成教育

今後実施する場合は、直接講師派遣を依頼する方式で実施します。

### カ 救急科に関する教育委託

指名競争入札を実施し、国士舘大学と契約しました。

# 「救急救命士教育等の事務」に関する調査報告

## <資料編目次>

1 横浜市救急業務検討委員会報告書(平成3年8月)	P1 ~ P20
2 救急救命士養成教育委託関係 【調査個票】専科教育救急救命士養成教育委託	P21 ~ P23
3 横浜市救急救命士養成所長(専任教員)関係 【調査個票】横浜市救急救命士養成所長(専任教員) 横浜市救急救命士養成所養成所長・専任教授(専任教員)嘱託員就業要綱	P24 ~ P25 P26 ~ P32
4 横浜市救命指導医連絡調整業務委託関係 【調査個票】横浜市救命指導医連絡調整業務委託 横浜市救命指導医就業要綱 救命指導医の勤務	P33 ~ P35 P36 ~ P43 P44
5 その他の委託関係	
(1) 救急救命士再教育研修委託関係 【調査個票】救急救命士再教育研修委託	P45 ~ P46
(2) 救急救命士実務研修委託関係 【調査個票】救急救命士実務研修委託	P47 ~ P48
(3) 救急活動の事後検証委託関係 【調査個票】救急活動の事後検証委託	P49 ~ P50
(4) 特別教育薬剤投与追加教育委託関係 【調査個票】特別教育薬剤投与追加教育委託	P51 ~ P52
(5) 特別教育ディスパッチャー養成教育委託関係 【調査個票】特別教育ディスパッチャー養成教育委託	P53 ~ P54
(6) 救急科に関する教育委託関係 【調査個票】救急科に関する教育委託	P55 ~ P56

横浜市救急業務検討委員会  
報 告 書

平成 3 年 8 月

横浜市救急業務検討委員会

横浜市救急業務検討委員会委員名簿

(順不同敬称略)

◎社団法人 横浜市医師会会長

手 束 和 之

社団法人 横浜市救急医療センター理事

永 持 和 一

○社団法人 横浜市病院協会副会長

宗 雪 武

社団法人 横浜市病院協会理事

杉 山 浩 一

昭和大学藤が丘病院

救命救急センター 副センター長

高 橋 愛 樹

聖マリアンナ医科大学

横浜市西部病院救命救急センター長

山 中 郁 男

横浜市立大学

医学部病院救命救急センター長

杉 山 貢

横浜市衛生局医療対策部長

鈴 木 正 次

横浜市消防局警防部長

西 村 浩

(清水信一)

◎印 委員長 ○印 副委員長

※平成3年6月に清水委員から西村委員に交代

## 「横浜市救急業務検討委員会」開催の経過

第1回 日時：平成3年2月12日（火） 午後2時00分  
場所：ブリーズベイホテル5階会議室

### 《内 容》

- 1 横浜市救急業務検討委員会設置要綱（案）
- 2 自治省消防庁、厚生省の動きについて
- 3 本市の救急状況について
- 4 救急高度化推進整備計画（案）について

第2回 日時：平成3年3月12日（火） 午後3時00分  
場所：横浜市健康福祉総合センター6階  
社団法人横浜市医師会会議室

### 《内 容》

- 1 救急隊員教育基本計画（案）について
- 2 積載資器材について

第3回 日時：平成3年4月23日（火） 午後3時00分  
場所：ホテルリッチ横浜3階会議室

### 《内容》

- 1 救急隊員教育基本計画（案）について
- 2 積載資器材について

第4回 日時：平成3年6月18日（火） 午後2時00分  
場所：プリーズベイホテル5階会議室

《内容》

- 1 車内レイアウト及び積載資器材に関する基本的事項について
- 2 医療機関との連携強化について

第5回 日時：平成3年8月13日（火） 午後3時00分  
場所：ホテルリッチ横浜3階藤の間

《内容》

- 1 救急医療機関との連携強化策について
- 2 「横浜市救急業務検討委員会」の検討結果の取りまとめについて

## 「横浜市救急業務検討委員会報告」

わが国の救急業務は、昭和38年の法制化以来、社会経済の進展とともに国民生活に不可欠な行政サービスとして定着してきているが、傷病者、特に重篤患者の救命率の向上については、欧米先進国と比較し、まだ不十分な状態であることが明らかとなってきたところである。

このようななかで、新たな国家資格である「救急救命士法」が4月18日の衆議院本会議で可決、成立した。

同法の成立に至るまでの経緯としては、救急医療体制の質的な充実と、人口の高齢化、救急医療機関に運ばれるまでの間に呼吸・循環管理が必要な患者の増大などの社会的な背景等を踏まえ、平成元年9月に厚生省に設置された「救急医療体制検討会」において検討が行われた報告書が基本となって進められたものである。

一方、自治省消防庁としても「救急業務研究会」（会長＝大塚敏文日本医科大学附属病院長）を平成2年6月に発足させ、心肺停止状態に陥った傷病者の救命効果をあげるため、救急隊員の応急処置範囲の拡大や、そのための新たな教育訓練機関の設立、救急隊員の技能認定システム導入などの必要性を示した小委員会の中間報告を提示。ついで、同年11月26日、救急隊員に行わせるべき応急処置等具体的内容を中心とした基本報告を消防庁長官に提出した。

このように、関係省庁の検討表明が行われ、傷病者の救命効果をあげるため国家資格が生まれたことは、わが国の救急医療体制の大きな変革ともいえるものである。

そこで横浜市では、「横浜市救急業務検討委員会」を平成3年2月12日に設置し、横浜市における救急業務の諸問題、新制度

の導入にあたっての諸条件等について検討してきたところである。

以下、「横浜市救急業務検討委員会」の中で検討された内容について報告し、今後「救急救命士」の業務が、そして「救急の高度化事業」が一日も早く円滑に推進されるよう期待するとともに、さらに医療機関、消防機関など各々の関連機関の連携、体制の整備確立、救急救命士養成教育の充実などの一助となれば幸いである。なお、本報告書作成にあたり、この「横浜市救急業務検討委員会」の中で貴重なご意見と、ご協力をいただいた各委員の方々に対し深く感謝を申し上げます。

平成3年8月13日

横浜市救急業務検討委員会  
委員長 手 束 和 之

## 1 救急救命士等の教育について

救急救命士は、高度な応急処置を早期に実施し、医療機関で行われる最高度の医療に引き継ぐことにより、重篤な状態に陥った市民の救命に大きな効果があると期待されるが、直接生命に関わる処置を実施することから、その教育にあたっては、救急隊員の資質・能力の向上に細心の注意をはらい、十分な知識・技術・経験を修得できるシステムを構築していかなければならない。

また、消防庁告示の改正により拡大された応急処置を実施できる隊員は、救急救命士の補助業務を行うことはもちろんであるが、単独であっても、より正確な観察等を行うことにより、一層的確な医療の実施に寄与するものであり、十分な教育による正確な知識や技術の修得がなされなければならない。

さらに、現在初任教育と合わせて実施されている教育は、常に災害現場の一線に立つ消防職員として、当然必要とされる知識・技術を修得させるものであり、救急救命士へ至る第一歩という点も含め、今後さらに充実を図っていく必要がある。

このような認識に立ち、救急隊員への教育実施主体等について検討した結果、次のような結論を得た。

なお、教育は当然横浜市が行うものであり、ここでいう実施主体とは、実際に講義を行い又は実習指導を行うものを指す。

また、教育課程は、国の示すものを最低限とする。

### (1) 救急救命士教育

#### ア 実施主体

横浜市立大学医学部病院を核とした，聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院・昭和大学藤が丘病院の3大学病院において，それぞれ救命救急センターが中心となり実施する。

イ 実施場所

現在の横浜市消防訓練センターの施設では不十分であるため，大規模な増設又は新設することが必要である。

ウ その他

教育の実施にあたっては，対外的にも，横浜市の医療関係者の総意の下に実施していることが明らかになるような形態をとることが望ましい。

(2) 消防庁告示改正に基づく教育

ア 実施主体

(社)横浜市病院協会が，市内病院の協力を得て実施する。

イ 実施場所

横浜市消防訓練センターの施設を最大限有効利用して実施する。

(3) 初任教育生に対する教育

上記(2)の消防庁告示改正に基づく教育に準じて実施する。

## 2 高規格救急車の積載資器材について

本年度、横浜市消防局が導入しようとしている高規格救急車に積載する資器材については、今後、傷病者の救命率の向上という使命の下に使用するものであるため、横浜市の地域事情、医療機関状況、救急発生状況等について、実際に医療に携わるものとして、また救急業務に関わるものとして慎重に議論し次のような結論とした。

### (1) 半自動式除細動器

心筋梗塞等によっておこる心室細動に対しては、電氣的除細動により、すみやかにこれを除去することが、救命のために、必要不可欠である。しかし、この電氣的除細動を、適応しない症例に誤って実施することは絶対に避けなければならないことであり、救急救命士が使用する上では、安全性を高める意味で、心電計を内臓し、自ら適応を判断し、これを処置者に音声等で伝える機能を有する機種であることが必要である。

また、医療機関へ搬送後、医師へ、処置の経過を確実に伝達する必要があることから、心電図の記録等を有する機種が望ましい。

### (2) 心電計

心臓の状態を的確に判定したり、また、特に生命に危険のある不整脈を検出するためには、心音の聴取や脈拍の測定だけでは困難なため、心電計を用いて心筋の興奮の過程を電氣的に測定することが重要である。

機種については、半自動式除細動器に心電計が内臓されているので、重篤な患者に対してはこれを使用することとし、救急の現場で、できるだけ早く簡便に測定できることを重視し、軽量小型の構造である3極誘導の心電計で十分であると考えられる。

また、この心電計についても、医療機関へ搬送後、医師へ、処置の経過を確実に伝達する必要があることから、記録機能有する機種が望ましい。

なお、心電図伝送装置については、自動車電話により、医師への症状等の連絡を行うことが可能と考えられること等から、導入時期について今後検討すること。

### (3) パルスオキシメータ

人工呼吸や心臓マッサージの効果の確認、また低酸素症の危険性が高い場合の傷病者の容態管理などを行うために、パルスオキシメータを用いて傷病者の動脈血中の酸素飽和度を測定することが有用である。

機種については、軽量かつコンパクトで持ち運びが容易であること、操作やデータの読取りが容易であることが必要であり、さらに、経過を記録する機能を有するものが望ましい。

### (4) 耐振動血圧計

傷病者の重症度の判定を正確に行うためには、正確な血圧値を測定することが必要である。

機種については、車両内外で使用して正常に機能すること、操作、データの読取りが容易であることが

必要であり、さらに、車内で継続してモニターする場合については、その経過を記録する機能を有するものが望ましい。

(5) ショックパンツ

外傷などによる多量の出血により、失血性のショックにある傷病者に対し、下半身への血流を抑制することにより、脳や心臓などの主要臓器への血流を確保するショックパンツは有用であると考えられる。

機種については、容易に加圧でき、摩擦等に強く、容易に汚れが落せて、消毒・滅菌等が可能なものがよい。

(6) 自動式心臓マッサージ器

心臓マッサージと人工呼吸を機械的に行うことにより、救急隊員の負担を軽減し、観察等他の処置へのマンパワーを生み出す意味で有用であるが、半面、走行する車内での使用にあたっては、圧迫位置のズレ及びこのような際に人間が自然に行う力の加減が出来ないことなどから、最悪の場合、胸骨を折る可能性すらあるので、当面使用しないものとする。

(7) 自動人工呼吸器

呼吸が停止した傷病者に対し人工呼吸を実施し、肺へ酸素を強制的に送り込むことにより、細胞組織への酸素の循環を確保し、人工的蘇生をはかるもので、有用である。

機種については、設定条件等を簡単な操作で、短時間に

行え、車両に積載しかつ車両内外で使用して正常に機能するもの、さらには、異常・故障等に対する安全装置を有するものが望ましい。

#### (8) 輸液セット

心肺停止患者や多量の出血患者等に対して、末梢の静脈を確保して、必要な薬液を投与することにより、患者の症状の回復・改善をはかるもので、静脈留置針、輸液用薬剤（乳酸加リンゲル液・アドレナリン・リドカイン・重曹等）は有用である。

輸液ポンプについては、長時間ある一定の薬液の投与が必要な場合に使用するものであって、横浜のような搬送時間が短い状況下においては、当面必要ないと考えられる。

#### (9) 気管内挿管セット

患者の気道を確保することは、救急救命処置のなかでも最も優先的かつ重要なことである。

気道を確保する方法としては、一般に頭部を後屈させる方法や各種エアウェイの使用が広く用いられているが、これでは、人工呼吸のとき胃の中へも酸素（空気）が入ってしまい、十分換気が行えないことがあることから、気管に直接チューブ等を挿入する気管内への挿管は、極めて有効である。

異物除去のための機能も含め、喉頭鏡・マギール鉗子・ラリンゲアルマスク等を整備する必要があるが、喉頭鏡にあっては、ブレードによる歯の折損等の可能性の少ない、マッキントッシュ型をサイズ別に3～4種類整備すること

が望ましい。

(10) 小型冷蔵庫・強力吸引器・聴診器

薬液は冷えなければよいのであるから、恒温状態が保てるものであれば、冷蔵庫である必要はない。

強力吸引器・聴診器については、一般的なものであれば特に問題はない。

なお、資器材は当面教育用を整備し、積載するものについては、教育の経過や新製品の開発状況等を見据え、再度チェックすることが望ましい。

### 3 高規格救急車の車内の広さ及び資器材の容積等について

傷病者の救命率の向上は、緊急の課題である。したがって、現行の救急業務の一層の充実を図り、あわせて今後応急処置の範囲の拡大にも円滑に対応できるようにするため、高規格救急車、最新救急資器材、医療機関への負傷程度の情報伝達資器材等の導入を図り、これらを活用し活動すべく車内の広さ及びレイアウトについての基本的な視点はつぎのとおりとした。

- ① 救急隊員が拡大された応急処置等を行うのに必要な車内容積及び機能を有すること。
- ② 救急資器材の適切な収納が可能であること。
- ③ 医師等が同乗した場合でも、十分対応できる設備を有すること。
- ④ 傷病者情報の伝送等、医療機関との十分な情報連絡が可能であること。
- ⑤ 傷病者の症状に及ぼす振動を最小限にできること。

#### (1) 高規格救急車内の広さ

高規格救急車の室内の大きさについては、「救急自動車及び救急資器材の構造改善等検討委員会・専門委員会報告書」及び国が定める「消防防災設備整備費補助金に係る交付要綱」をもとに、基本的視点にたって検討した結果、最低限次のスペースが必要である。(別図参照)

ア 室内長	3, 150 mm以上
イ 室内幅	1, 660 mm以上
ウ 室内高	1, 700 mm以上

(2) 高規格救急車内の資器材の容積等

高規格救急車の室内のレイアウトについては、「救急自動車及び救急資器材の構造改善等検討委員会・専門委員会報告書」及び国が定める「消防防災設備整備費補助金に係る交付要綱」をもとに、基本的視点にたって検討した結果、次の容積及び配置が望ましいこととした。

ア 資器材収納庫

0.5 m<sup>3</sup> 程度以上の容積を有すること。

<例示>

- ・幅員 450 mm程度
- ・高さ 1,700 mm程度
- ・奥行き 700 mm程度

イ 資器材収納棚

0.7 m<sup>3</sup> 程度以上の容積を有すること。

<例示>

- ・幅員 1,700 mm程度
- ・高さ 1,700 mm程度
- ・奥行き 250 mm程度

ウ ベッド

① ベッド両側の空間

ベッド左側は車内の通路も兼ねており、ここにおいて拡大される応急処置等を支障なく行なうためには、350 mm程度以上の空間が確保できること。

ベッド右側は傷病者の態様によっては、応急処置等を

行う必要があることから、300mm程度以上の空間が確保できること。

② ベッド頭部側とベッドとの空間

ベッド頭部側の座席においてツーウェイチューブ等による気道確保を適切に行うためには、当該座席とベッドとの間には、300mm程度の空間を有すること。

エ ベッド頭部側の座席

ツーウェイチューブ等による応急処置等を行うためには、ベッドの頭部側に奥行350mm程度の座席を有すること。

オ 補助席

補助席は、傷病者の応急処置等を行う場合の補助者及び傷病者の付き添い者のために設置するもので、ベッドがスライドした場合でも最低150mm程度の空間を有すること。

なお、このほかに緩衝装置、車内換気及び冷暖房装置、ストレッチャー積載架台等があるが、これらは別の検討委員会に委ねるとして、当委員会としては救急隊員の応急処置の拡大に伴い、限られたスペースのなかで、いかに適切な応急処置を行うか、また、そのためには資器材類がどのように配置されるべきか、さらには応急処置をするうえで最低限どの程度の空間が必要なのかを検討したものである。

#### 4 救急活動上の医療機関との連携

##### (1) 医療機関との情報受伝達の効果

救急救命士の行う高度な救命処置は、医師の具体的な指示に基づいて行うように定められており、その手段としての救急隊からの連絡手段であるホットラインの整備は、今や必要不可欠となってきたところである。

また、現場において直接傷病者と接する救急隊員にあっては救急救命士以外であっても、医師の指示があれば、より適切な応急処置が可能となること、さらには事前連絡により、医療機関側の対応は格段に向上し、より適切な処置が可能となることとなる。

##### (2) 現 状

医療機関のなかには、救急処置室等に、直通電話を設置しているところもあるが、専用電話ではないことから話中の可能性が考えられること。

また、他の医療機関の電話は、代表電話であることが多く、特に夜間の場合、宿直や事務員が一義的に対応するため、医師への連絡に時間がかかる場合が予想される。

##### (3) 今後の検討の方向性

上記(2)の今後の検討の方向性及び(1)の効果を補完するため、今後、医療機関の医師の常駐する場所に、救急隊からの受信専用電話を設置する必要がある、その設置対象として考慮した場合、次の基準をもとに検討することが望ましいと考える。

- ① 救命救急センター
- ② 病院群輪番制参加医療機関
- ③ 年間応需件数の多い医療機関

以上の要素をもとに、今後高規格救急車などハード面の整備と併せ、さらにソフト面での効果的な運用の実現をめざし検討を望むところである。

## 5 提 言

当委員会では、早期に対応すべき事項として次のことを提言するものである。

### (1) 救急救命士等の養成教育について

市民の信頼と期待に応える救急業務を実施していくためには、救急隊員の資質・能力を一段と向上させ、高度な知識や熟練した技術を有する優れた救急隊員の養成を図らなければならない。

さらに、救急業務も量の時代から質の時代へと転換しつつあり、当面、横浜市においても救急救命士の養成教育を緊急の課題として取組み、早期に全救急隊の高度化を図るべきである。

### (2) 救急隊と医療機関との連携について

救命率の向上を図るためには、救急救命士法の趣旨により医師の指示のもとに高度な応急処置を的確に実施する必要がある。このため医療機関における傷病者の受入れの円滑化を図る必要があり、したがって救急隊と医療機関に専用電話等による情報通信手段（ホットライン）を整備し、救急隊からの傷病者情報を迅速に伝達するシステムを構築し、医療機関との連携体制を強化すべきである。

### (3) 住民に対する応急手当の普及啓発について

救急隊が現場に到着する前に、一般市民による応急手当が適切に実施されていれば、救命率の向上には大きな効果がある。現在、横浜市においては「市民防災の日」及び「救急

の日」を含む「救急医療週間」を中心としてその関心は高く、これを受け地域住民を対象とした応急手当に関する講習会等が開催されているところであり、今後、さらにこれを効果的にするため、関係機関等の協力を得つつ、救命率の向上をめざし応急手当の実技指導の強化等の普及啓発に一層努力する必要がある。

(4) 「横浜市救急業務懇話会」(仮称)の設置について

救急医療対策については、救急搬送体制、救急医療施設、救急情報システムのそれぞれの分野において、年々整備・充実が図られているが、一方では救急救命士制度の発足、救急医療需要の増大、救急医療施設間の機能分担及び連携等の課題があり、これからもさらに、関係機関が一堂に会し今後の救急体制のあり方について検討していくべきである。

したがって、今後とも全市的な救急体制の円滑な実施を図っていくためには、救急医療に携わる関係諸機関の相互理解と協力が重要であり、それぞれの立場から現実的かつ将来的あり方について検討を行う「横浜市救急業務懇話会」(仮称)の設置が必要と考える。

(委託件名) 専科教育救急救命士養成教育委託

1 委託の目的及び必要理由

横浜市の行なう救急救命士養成教育(※)の実施にあたり、医療機関及び医療関係者との密接な連携を確保するとともに、効率的な事務を推進し、教育を円滑かつ確実に実施し、もって最大の効果を挙げることを目的とする。

※救急救命士養成教育～救急救命士国家試験に合格しうる知識の習得をさせるとともに、技術の習得を図る。なお、知識及び技術の習得に最大の効果を挙げるため講義及び病院実習を委託して実施するもの。

2 事業開始時期 平成3年度

(1) 平成3年度～平成6年度(4月、9月の年2回を実施)

(2) 平成7年度～平成20年度(年1回を実施)

3 教育実施場所

(1) 横浜市救急救命士養成所

横浜市南区中村町4丁目270番地-3

(2) 横浜市消防訓練センター所長の指定する場所(臨床実習病院)

ア 横浜市立大学附属市民総合医療センター(旧横浜市立大学附属病院) 平成3年度から  
横浜市南区浦舟町4-57

イ 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 平成3年度から  
横浜市旭区矢指町1197-1

ウ 昭和大学藤が丘病院 平成3年度から  
横浜市青葉区藤が丘1-30

エ 済生会横浜市東部病院(平成10年度まで済生会鶴見病院) 平成4年度から  
横浜市鶴見区下末吉3-6-1

オ 横浜労災病院 平成18年度から  
横浜市港北区小机町3211

4 教育方法等

通学制(病院実習は当直制)

5 関係法令・通知等

救急救命士法第34条第4号(受験資格)

救急救命士学校養成所指定規則第4条第4項(学校及び養成所の指定基準)

横浜市予算、決算及び金銭会計規則、横浜市契約規則、  
横浜市物品及び役務検査事務取扱規程

6 契約の相手方

社団法人 横浜市医師会

7 契約形態

(1) 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(2) 随意契約理由

(社)横浜市医師会は、市内の医師約3,400名を会員とする公益法人で、市内18区医師会及び大学区医師会により組織され、医療の学術専門団体及び市民の医療・保健・

福祉の充実、向上に寄与すべく各種事業を行い、また、救急医療に関しては、本市健康福祉局との間で、質的向上に関する調査研究委託契約を締結するなど、この分野において熟知しています。

当局との間では、救急救命士養成教育を平成3年度から実施し、この教育において十分な実績を重ねているとともに、救急業務を取り巻く諸課題に対する施策にも、当医師会の会長を委員長とする横浜市救急業務委員会において検討をするなど、本市における救急業務に精通しています。

さらに、本件を実施するにあたり、神奈川県内及び関東地区の消防本部からの教育生を5人受け入れて、負担金として歳入が見込める事業である。委託消防本部からは、教育終了後の国家試験合格を強く期待され、また、期待に応えてきたことから他都市消防本部からの信頼も厚いので、現在の教育体制により同等の教育を実施することを切望しています。

以上のことから、救急救命士養成教育には、当医師会が最も精通しており、国家試験合格へ向けた教育にも十分な実績を上げていることから、随意契約を希望します。

## 8 (社)横浜市医師会と当局が締結した委託契約等

### (1) 契約業務内容(委託業務仕様書の項目)と当局の関わり

業務内容	当局との関わり(ヒアリング結果から)
(1) 横浜市の指定する講師が担当する以外の講師の選定	
(2) 選定講師の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度から19年度まで、仕様書に定める講義時間と実際に派遣講師が実施した講義時間に約100時間の不足があった。</li> </ul>
(3) 横浜市の指定する機関以外の臨床実習病院の確保及び日程の調整並びに臨床実習に伴う契約の締結	
(4) 講義資料等の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>講義資料は、講師が作成していたものの、資料の加工・印刷・編纂・コピーなどをアルバイトが養成所の備品等を使用し実施、その一部を当局職員が行い、消耗品等の不足分の補充を医師会に依頼していた。</li> </ul>
(5) 派遣講師及び横浜市の指定する機関以外の臨床実習病院に対する経費の支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が医師会に代わり臨床実習病院に病院実習教材費を持っていった。</li> <li>アルバイトの不在時には、職員がアルバイトに代わり、講師の講義実績を医師会に報告していた。</li> </ul>
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務が終了した場合においても、完了検査を実施していない。</li> <li>当局と医師会がアルバイト報酬について調整していた。</li> </ul>

9 支払方法

前金払(2回)

(1) 1回目(講習費、資料作成費、病院実習教材費及び事務費)

(2) 2回目(講習費、資料作成費、病院実習費)

なお、見積時において受託者に資金計画表を提出させ、その執行の効率を図ります。

平成20年度専科教育救急救命士養成科委託料の内訳

(単位:円)

	単位	単価	単位数計	合計
講習費	時間	11,670	600	7,002,000
資料作成費	日	5,260	122	641,720
病院実習費	当直	100,000	100	10,000,000
病院実習教材費	施設	100,000	5	500,000
事務費				1,814,372
消費税				997,904
合計				20,955,996

10 事業開始年度から現在までの予算額・契約額(単位:円)

年 度	決算額	年 度	決算額	年 度	決算額
3年度	14,700,263	9年度	13,457,136	15年度	13,565,864
4年度	29,814,184	10年度	13,457,136	16年度	13,888,063
5年度	25,778,528	11年度	13,912,364	17年度	13,906,290
6年度	25,755,232	12年度	13,565,864	18年度	21,328,989
7年度	13,200,809	13年度	13,565,864	19年度	21,134,209
8年度	13,200,809	14年度	13,565,864	20年度	20,955,996
				累 計	308,753,464

(件名) 横浜市救急救命士養成所長(専任教員)

1 事業内容

救急救命士法及び救急救命士学校養成所指定規則に基づく、本市の専任教員の設置については、横浜市救急救命士養成所教育規程(以下「教育規程」という。)で定めています。

専任教員のうち2人は、医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する者とされ、かつ、専任教員のうち少なくとも1人は、救急救命処置に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後5年以上業務に従事した救急救命士であることが必要とされています。

養成所開所の平成3年9月2日に専任教員として医師2人が就任し、平成5年3月1日からは嘱託員として採用し報酬を支給することとしています。

平成19年4月1日から、養成所長は専任教員と兼ねることができ、また、専任教員のうち医師は、専任教授と称することができることとしました。

専任教員の業務内容は、「横浜市救急救命士養成所養成所長・専任教授(専任教員)嘱託員就業要綱」(以下「就業要綱」という。)に、「講義及び実習指導」、「教育のカリキュラム作成」、「国家試験問題の分析」、「模擬試験問題の作成」、「教育生に対する指導」などが定められており、また、養成所長の業務内容は専任教員の業務内容に加え、「専任教員に対する指導、助言」、「教育に係る養成教育会議の統括」と定められています。

2 事業開始時期 平成3年9月2日

- (1) 平成3年9月2日～平成5年2月28日(無給)
- (2) 平成5年3月1日～平成21年3月31日(有給)

3 勤務場所

横浜市救急救命士養成所

平成3年9月2日 南区中村町4-247-8(中村町出張所敷地内)に開所

平成17年4月1日 南区中村町4-270-3(旧市大高等養護学校)に移転

4 勤務体制及び勤務時間

- (1) 勤務日 月曜日から金曜日までのうち2日
- (2) 勤務時間 午前8時45分から午後5時15分
- (3) 休憩時間 12時から13時の1時間

5 関係法令・通知等

救急救命士法第34条第4号

救急救命士学校養成所指定規則

救急救命士養成所の指導要領について(厚生省通知)

横浜市救急救命士養成所教育規程

【旧要綱】

横浜市救急救命士養成所専任教員嘱託員就業要綱

横浜市救急救命士養成所専任教員嘱託員就業要綱の細部要領

平成5年3月 制定

平成 15 年 4 月 全部改正

平成 19 年 4 月 一部改正 (名称変更等)

【現行要綱】

横浜市救急救命士養成所養成所長・専任教授 (専任教員) 嘱託員就業要綱

横浜市救急救命士養成所養成所長・専任教授 (専任教員) 嘱託員就業要綱の細部要領

6 採用対象者

医師法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 2 条に定める医師の免許を有し、かつ、職務に必要な経験、適正等を有する者とされています。

なお、事業開始から上記の条件を満たす専任教員 2 名を継続的に採用していました。

7 養成所長 (専任教員) の業務内容

(1) 専任教員の業務は次に掲げるものです。

- ア 救急救命士養成所で行う教育の講義及び実習指導
- イ 救急救命士養成教育のカリキュラムの作成及び進行管理
- ウ 救急救命士国家試験問題の分析及び解説
- エ 模擬試験問題の作成及び調整
- オ 救急救命士養成所入校中の教育生に対する教授及び指導
- カ その他横浜市消防長が必要と認める業務

(2) 養成所長の業務は、上記のほか次に掲げるものです。

- ア 教育に関して他の専任教員に対する指導、助言
- イ 救急救命士養成教育に係る養成教育会議の統括

8 専任教員に係る決算額 (単位:円)

年 度	決算額	年 度	決算額
平成 3 年度		平成 13 年度	7,773,616
平成 4 年度	586,000	平成 14 年度	7,789,956
平成 5 年度	7,185,600	平成 15 年度	7,799,719
平成 6 年度	7,286,400	平成 16 年度	7,801,512
平成 7 年度	7,365,600	平成 17 年度	7,820,712
平成 8 年度	7,452,000	平成 18 年度	7,820,712
平成 9 年度	7,548,000	平成 19 年度	7,874,400
平成 10 年度	7,620,000	平成 20 年度	7,884,000
平成 11 年度	7,821,144		
平成 12 年度	7,781,232	合 計	123,210,603

※ 平成 3 年 9 月から平成 5 年 2 月までは無給

## 横浜市救急救命士養成所養成所長・専任教授（専任教員）嘱託員就業要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市救急救命士養成所養成所長・専任教授（専任教員）嘱託員（以下「専任教員」という。）の採用、勤務時間、報酬及びその他就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この要綱に定めるもののほか、専任教員の就業に関する事項は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

### （身分）

第2条 専任教員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤特別職職員とする。

### （採用）

第3条 専任教員の採用は、医師法（昭和23年法律第201号）第2条に定める医師の免許を有し、かつ、職務に必要な経験、適性等を有する者のうちから、横浜市消防長（以下「消防長」という。）が選考によって行う。

2 選考は、職務を遂行するため必要な資格、能力、適性等を判定して行う。

### （雇用期間）

第4条 専任教員の雇用期間は、雇用開始の日から当該会計年度（会計年度とは、4月1日に始まり翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の末日までとする。

2 前項の雇用期間は、更新することができる。ただし、年齢満70歳に達した日の属する会計年度の末日を超えて更新することはできない。

### （委嘱）

第5条 消防長は、前2条の規定に基づき専任教員として、採用又は更新を決定した者に対して、委嘱を行う。

### （新規採用者の提出書類）

第6条 第3条の規定により、新たに専任教員として採用された者は、速やかに、別に掲げる書類を消防長に提出しなければならない。

### （履歴台帳）

第7条 消防長は、専任教員を採用したときは、当該専任教員の履歴台帳を作成し、かつ、これを常に整理し、保管しておくものとする。

2 専任教員は、住所、氏名、資格等の届出事項に変更があった場合には、遅滞なく消防長に届け出なければならない。

(業務内容)

第8条 専任教員は、安全管理局に勤務し、消防長の指揮監督を受け、必要な業務を行う。

2 専任教員の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 救急救命士養成所で行う教育の講義及び実習指導
- (2) 救急救命士養成教育のカリキュラムの作成及び進行管理
- (3) 救急救命士国家試験問題の分析及び解説
- (4) 模擬試験問題の作成及び調整
- (5) 救急救命士養成所入校中の教育生に対する教授及び指導
- (6) その他消防長が必要と認める業務

3 救急救命士養成所養成所長の業務は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 教育に関して他の専任教員に対する指導、助言
- (2) 救急救命士養成教育に係る養成教育会議の統括

(サービスの根本基準)

第9条 専任教員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念し、その職責を果たさなければならない。

(法令等の遵守)

第10条 専任教員は、その職務を遂行するに当たり、法令及び横浜市の定める条例、規則等に従い、かつ、職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(執務の原則)

第11条 専任教員は、相互に人格を尊重し、秩序及び品位の保持に努め、協力して公務の遂行を図らなければならない。

- 2 専任教員は、横浜市が管理する財産の保全及び効率的な使用に、十分な注意を払わなければならない。
- 3 専任教員は、横浜市が管理する施設内外の整理、整頓に心掛けるとともに、火災、盗難等の事故防止に努めなければならない。

(職務に専念する義務)

第12条 専任教員は、法令又はこの要綱に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及びその職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、定められた職務にのみ従事しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第13条 専任教員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体に不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第14条 専任教員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(出勤簿等)

第15条 専任教員は、出勤したときは、直ちに、自ら出勤簿に押印しなければならない。

2 専任教員は、遅参又は早退しようとするときは、事前に理由を添えて消防長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、事後速やかに承認を受けなければならない。

3 前2項の規定に関する方法及び様式については、消防職員の例による。

(欠勤)

第16条 欠勤とは、法令又はこの要綱に定める事由以外の事由により、正規の勤務時間に勤務しない場合をいう。

2 専任教員は、病気その他やむを得ない事由により欠勤する場合は、事前に理由を添えて消防長に届け出なければならない。

3 業務外傷病により欠勤することが10日以上に及ぶ場合には、前項の届出に、医師の診断書を添付しなければならない。

(勤務時間及び勤務日)

第17条 専任教員の1日の勤務時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。

2 休憩時間は、12時から13時の1時間とする。

3 専任教員の勤務日は、月曜日から金曜日までのうち2日とする。

4 消防長は、25日までに翌月の勤務日を指定するものとする。

5 消防長は、業務上必要があると認めるときは、勤務時間及び勤務日を変更することができる。

(勤務を要しない日)

第18条 勤務を要しない日には、報酬は支給しない。

(休日)

第19条 休日とは、報酬の支給を受けて、正規の勤務日に勤務することを免除される日をいい、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月1日(日曜日に当たる場合に限る。)、1月2日(月曜日に当たる場合を除く。)、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日

2 勤務を要しない日と休日が重なった場合には、当該日は勤務を要しない日とする。

3 第1項の規定により難い場合には、消防長は休日につき、別に定めることができる。

(休業日の振替え)

第20条 消防長は、業務上特に臨時に必要があると認めるときは、専任教員に対して勤務を要しない日又は休日（以下「休業日」という。）に勤務することを命じることができる。

2 休業日に勤務を命じられた専任教員に対しては、当該休業日に代わる日を与える。

3 第1項の規定により休業日に勤務を命じる場合、消防長は、あらかじめ当該休業日から1週間（業務上特に支障があるときは、4週間）以内の日のうちにおいて、代わるべき日を指定しなければならない。

(年次休暇)

第21条 年次休暇とは、消防長の承認を得て、正規の勤務日に報酬を受けて勤務しない日をいう。

2 年次休暇の休暇年度は、会計年度による。

3 専任教員に対しては、次の区分により年次休暇を与える。ただし、年次休暇の繰越しは翌年度までとする。

勤続年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
休暇日数	3	4	4	5	6	6	7	7	7	7	7	7

4 年次休暇は、1日を単位とする。ただし、消防長が必要と認める場合には、半日単位とすることができる。

(休暇の願出等)

第22条 専任教員が、休暇を受けようとする場合には、その前日までに、消防長に願い出なければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、事後速やかに、その理由を付して願い出なければならない。

2 公務外傷病による休暇が10日以上に及ぶときは、休暇の願出に医師の診断書を添付しなければならない。

3 消防長は、前2項の規定により年次休暇の願出があったときは、業務上特別の事情が認められる場合を除き、承認を与えるものとする。ただし、業務上特別の事情が認められる場合には、その期日を変更することができる。

4 専任教員は、休暇中であっても、業務の臨時の都合による特別の事情により、出勤を命じられた場合には、速やかに、命令に従わなければならない。

5 前4項に定めるもののほか、休暇の願出等については、消防職員の例による。

(出張)

第23条 消防長は、業務上必要があるときは、専任教員に出張を命じることができる。

2 出張を命じられた専任教員は、帰着後、速やかに消防長に復命しなければならない。

- 3 出張を命じられた専任教員に対しては、旅費を支給する。旅費の額及び支給方法については、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第31号）第7条の規定を準用する。
- 4 出張にかかる様式については、消防職員の例による。

（退職）

第24条 専任教員は、次の各号に該当する場合には、それぞれの当該各号に定める日をもって退職し、専任教員としての身分を失う。

- (1) 雇用期間が満了した場合 満了した日
- (2) 退職を願い出て、承認があった場合 承認があった日
- (3) 死亡した場合 死亡した日
- (4) 年齢が、満70歳に達した場合 満70歳に達した日の属する会計年度の末日

2 前項第2号の規定により退職する場合には、専任教員は退職を希望する日の1か月前までに、消防長に願い出なければならない。

（解雇）

第25条 消防長は、専任教員が次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを解雇することができる。

- (1) 著しく勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障により6か月を超える休養を必要とする場合
- (3) 刑事事件に関し処罰された場合
- (4) 経歴を偽り、その他不正手段を用いて採用された場合
- (5) その他職務上の義務に違反し、又は全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合

2 前項の規定により専任教員を解雇するときは、解雇する日の30日前までにその旨を当該専任教員に通告し、又は次条に定める月額報酬の1か月を支給する。

3 前項の通告の日から解雇するまでの日数について、同項に定める1か月相当額を30で除した額を1日分として支給する場合には、その日数分を30日から減じた日数とすることができる。

（支給額）

第26条 専任教員に対しては、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 月額報酬 別に定める額を支給する。ただし、同一の職に、下記に定める期間従事した場合は、期間を越えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から報酬額に下記に定める額を加算することができる。

従事期間	加算額
満1年以上3年未満	400円
満3年以上	1,200円

(2) 通勤手当相当額 「非常勤嘱託員の通勤手当相当分について」(平成 16 年 3 月 31 日総労第 534 号総務局人事部労務課長通知)別紙 1 による額

(報酬の支給方法等)

第 27 条 報酬の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 月の途中において採用又は退職した場合の報酬及び通勤手当相当額の支給については、消防職員の例による。

(報酬の支給日)

第 28 条 報酬及び通勤手当相当額は、当月分の全額を当月の 21 日に支給する。

2 前項に規定する報酬支給日が、土曜日、第 18 条に規定する勤務を要しない日又は第 19 条に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、支給日を同項に定める支給日前の休日等でない日に順次繰り上げる。

3 前項の規定により支給日を順次繰り上げた場合において、その支給日がその月の 19 日又は 20 日以外の日となるときは、同項の規定にかかわらず、支給日を第 1 項に定める支給日後の休日等でない日に順次繰り下げる。

(報酬からの控除)

第 29 条 消防長は、専任教員に報酬を支給するときは、その報酬から所得税源泉徴収額を控除する。

(報酬の減額)

第 30 条 専任教員が、第 16 条の規定に該当して勤務すべき時間に勤務しなかったときは、勤務すべき 1 時間につき、第 26 条に定める報酬額を 1 月の勤務時間で除した額を減額する。

2 前項に定めるもののほか、報酬の減額については、消防職員の例による。

(端数計算)

第 31 条 報酬の支給に際し、その集計の結果に 1 円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

2 勤務時間数の集計の結果に、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げて 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

(被服の貸与)

第 32 条 専任教員に対して、被服を貸与することができる。

2 被服の貸与に関し、必要な事項は別に定める。

(安全及び衛生)

第 33 条 消防長は、職場における専任教員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成に努めるものとする。

(健康診断)

第34条 専任教員に対して、年1回以上健康診断を実施する。

- 2 専任教員は、健康診断を必ず受診しなければならない。
- 3 専任教員は、指定された健康診断を受けることができない場合には、それに代えて他の機関が実施する健康診断の結果又は医師の診断書を、消防長に提出しなければならない。
- 4 前3項に定めるほか、消防長は、臨時に必要があると認めるときは、専任教員に対し健康診断を行うことができる。

(公務災害補償)

第35条 専任教員が、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときは、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月横浜市条例第46号）の定めるところにより、その補償を行う。

(委任)

第36条 この要綱の運用について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。なお、第27条第1項及び第2項並びに第28条第1項の規定については、平成15年4月1日以降の勤務の報酬から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱によりなされた手続きその他の行為は、この改正後の要綱によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則 (平成19年3月27日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(委託件名) 横浜市救命指導医連絡調整業務委託

1 委託の目的及び必要理由

横浜市救命指導医制度(※)の実施にあたり、救命指導医を派遣する医療機関等との密接な連携を確保するとともに、効率的な業務を推進し、精度の円滑な運用を図ること。

※ 横浜市救命指導医制度

救急救命士法に基づく「医師の具体的指示」への対応、傷病者の重症度判定、医療機関との連絡調整、救急業務の社会的信頼性と市民の安心感の向上を図るため、救命指導医を安全管理局司令センターに常駐させる制度

2 事業開始時期 平成5年8月1日

- (1) 平成5年8月1日～平成9年3月31日(平日の夜間及び土日休日の全日)
- (2) 平成10年4月1日～平成21年3月31日(365日常駐する全日体制に移行)

3 勤務場所

横浜市消防司令センター

4 勤務体制及び勤務時間

- (1) 勤務体制 全日制(昼勤・夜勤の二交代勤務)
- (2) 勤務時間 (昼勤) 午前8時15分～午後5時45分  
(夜勤) 午後5時45分～翌朝午前8時15分

5 関係法令・通知等

救急救命士法第44条第1項(特定行為等の制限)

6 契約の相手方

社団法人 横浜市病院協会

7 契約形態等

- (1) 随意契約(地方自治法第167条の2第1項第2号)
- (2) 随意契約理由

(社)横浜市病院協会は、市内の国公立、私立の115病院が会員となり、横浜市の救急医療、病院間連携の取組などを行っており、横浜市救命指導医(以下「救命指導医」)派遣医療機関である12病院も加盟している。また、本市救急隊の受入医療機関体制に不可欠となる「二次病院輪番制度」の調整を実施しており、救命指導医体制についても精通している。救命指導医はその性格上、常に欠員を生じることなく派遣される必要があり、特殊な技能、知識が要求される救命指導医に適した人材を確実かつ安定的に救命指導医派遣医療機関から派遣してもらい、救命指導医体制を円滑に運営するための調整力は(社)横浜市病院協会において他にない。以上のことから、(社)横浜市病院協会と随意契約を希望する。

8 委託業務内容（委託業務仕様書の項目）と当局との関わり

委託業務内容	当局との関わり
1 指導医の勤務日程に関する指導医及びその所属する医療機関等との連絡調整	
(1) 指導医及び所属医療機関との協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初から病院協会との調整・了解のもとで、救急課が直接、指導医及び派遣先医療機関と協議していた。</li> </ul>
(2) 月別予定表の作成 上記(1)の協議を通じて編成した月別予定表を履行月の前月 5 日までに作成すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院協会が作成する病院群輪番制の当番病院の輪番表のフォーマットを参考に、当初から救急課が「救命指導医勤務表（各派遣先病院名がカレンダーに記入されたもの）」を作成していた。</li> <li>・各派遣先医療機関は上記勤務表を基に所属する指導医の名前が記入された「安全管理局指令室勤務当番表（以下「指導医当番表」）」を作成していた。</li> </ul>
(3) 予定表の発送（指導医の派遣医療機関及び安全管理局）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急課が直接「救命指導医勤務表」を各派遣先病院と司令課へ発送していた。</li> </ul>
(4) 確認作業として指導医の各派遣医療機関及び安全管理局司令センターへの連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急課が直接「救命指導医勤務表」を各派遣先病院と司令課へ発送していた。</li> </ul>
(5) 指導医の欠勤時における他の指導医との調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初は指導医からの連絡を受け、救急課と病院間で調整していたが、全日制以降、事務が煩雑となったことから、各病院で作成する「指導医当番表」に基づき、病院担当職員と指導医間で直接調整し対応している。</li> </ul>
2 指導医体制に関する意見交換及び意見集約業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「救命指導医日誌」、「指導医ノート」を基に、統計資料の作成、指導医から指摘等を救急課が集約していた。</li> </ul>
3 その他横浜市救命指導医の円滑な業務の実施に必要な調整業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入当初は病院協会の協力を得て医療機関との円滑な調整を行うことは必須であり、必要に応じ協会から派遣先医療機関へ連絡していた。</li> <li>・派遣先医療機関への支払事務は当初から一貫して病院協会で実施している。</li> </ul>
4 成果品の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導医の出勤は司令センター指導医室に置く「指導医出勤簿」により履行を確認していた。</li> <li>・「救命指導医勤務表」や「指導医業務日誌」及び「指導医ノート」を基に救急課で「委託業務結果報告書」をとりまとめ、病院協会に確認を求めている。</li> </ul>
(1) 月別指導医勤務予定表	
(2) 指導医の意見、要望等に関する報告書	

9 支払方法

部分払 年4回(4,7,10,1月) 前金払

業務内容	履行 予定月	数量	単位	単価	金額
・月別指導医勤務表作成	4月	24	人日	4,500	108,000
・指導医派遣医療機関との連絡調整		182	人日	4,500	819,000
・救命指導医体制の意見集約		36	人日	4,500	162,000
・月別指導医勤務表作成	7月	24	人日	4,500	108,000
・指導医派遣医療機関との連絡調整		184	人日	4,500	828,000
・救命指導医体制の意見集約		36	人日	4,500	162,000
・月別指導医勤務表作成	10月	24	人日	4,500	108,000
・指導医派遣医療機関との連絡調整		184	人日	4,500	828,000
・救命指導医体制の意見集約		36	人日	4,500	162,000
・月別指導医勤務表作成	1月	24	人日	4,500	108,000
・指導医派遣医療機関との連絡調整		180	人日	4,500	810,000
・救命指導医体制の意見集約		36	人日	4,500	162,000
・事務費(4月～翌年3月)		1	式		111,191

10 事業開始年度から現在までの決算額 (単位：円)

年度	決算額	年度	決算額
5年度	4,500,000	15年度	4,700,000
6年度	4,500,000	16年度	4,700,000
7年度	4,500,000	17年度	4,700,000
8年度	4,500,000	18年度	4,700,000
9年度	4,500,000	19年度	4,700,000
10年度	4,700,000	20年度	4,700,000
11年度	4,700,000		
12年度	4,700,000		
13年度	4,700,000		
14年度	4,700,000	合計	74,200,000

## 横浜市救命指導医就業要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市救命指導医（以下「指導医」という。）の採用、勤務時間、報酬及びその他就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この要綱に定めるもののほか、指導医の就業に関する事項は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

### (身分)

第2条 指導医は、地方公務員法（昭和25年法律第49号）第3条第3項第3号に定める非常勤特別職職員とする。

### (採用)

第3条 指導医の採用は、医師法（昭和23年法律第201号）第2条に定める医師の免許を有し、かつ、職務に必要な経験、適性を有する者のなかから、消防長が選考によって行う。

2 前項に定めるほか、採用に関し必要な事項は、消防長が定める。

### (雇用期間)

第4条 指導医の雇用期間は、雇用開始の日から当該会計年度（会計年度とは、4月1日に始まり翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の末日までとする。

2 前項の雇用期間は、更新することができる。ただし、年齢満65歳に達した日の属する会計年度の末日を超えて更新することはできない。

### (新規採用者の提出書類)

第5条 第3条の規定により、新たに指導医として採用された者は、速やかに、次に掲げる書類を消防長に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 医師免許証の写し

(3) その他消防長が必要と認めるもの

2 前項の規定により提出する書類の様式は、消防長が別に定める。

(履歴台帳)

第6条 消防長は、指導医を採用したときは、当該指導医の履歴台帳を作成し、かつ、これを常に整理し保管しておかなければならない。

2 指導医は、住所、氏名、資格等履歴台帳記載事項に異動があった場合には、速やかに消防長に届け出なければならない。

(業務内容)

第7条 指導医は、安全管理局に勤務し、消防長の指揮監督を受け、次に掲げる業務を行う。

(1) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項に規定する救急救命士への具体的指示

(2) 救急業務実施上必要と認められる場合の救急隊員等への医学的見地からの指導又は助言

(3) 救急業務実施上必要と認められる場合の専門的な立場からの医療関係機関との連絡調整

(4) その他消防長が必要と認めるもの

2 指導医は、第14条及び第15条に定める勤務日及び勤務時間以外においても、消防長から求められた場合は、前項第1号に掲げる業務を行わなければならない。

3 消防長は、指導医に前項に定める業務を行わせたときは、勤務時間外特定行為指示整理簿（第1号様式）に必要事項を記入するものとする。

(サービスの根本基準)

第8条 指導医は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しその職責を果たさなければならない。

(法令等の遵守)

第9条 指導医は、その職務を遂行するにあたり、法令及び条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(執務の原則)

第10条 指導医は、相互に人格を尊重し、秩序と品位の保持に努め、協

力して公務を遂行しなければならない。

2 指導医は、横浜市が管理する財産の保全と効率的使用に十分な注意を払わなければならない。

(職務に専念する義務)

第 11 条 指導医は、法令又はこの要綱に特別の定めがある場合を除くほか、勤務時間内においては、その職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、定められた職務にのみ従事しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第 12 条 指導医は、その職の信用を傷つけ、又は職全体に不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第 13 条 指導医は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(勤務時間)

第 14 条 指導医の勤務時間は、次のとおりとする。

(1) 昼勤 午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分

(2) 夜勤 午後 6 時 00 分～翌日午前 8 時 00 分

2 休憩時間は、午後零時から午後 1 時まで、及び午後 1 1 時から午前零時までとする。

3 消防長は、業務上必要があると認めるときは、勤務時間を変更することができる。

(勤務日)

第 15 条 指導医の勤務日は、消防長が定める。

(遅参等)

第 16 条 指導医は、遅参したときは出勤後直ちに、又は早退しようとするときは事前に、理由を添えて消防長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 前 2 項の規定に関する方法及び様式については、一般職職員の例による。

(欠勤)

第 17 条 指導医は、病気その他やむを得ない事由により指定された勤務

日に欠勤する場合は、事前に理由を添えて消防長に届け出なければならない。

(出張)

第 18 条 消防長は、業務上必要があるときは、指導医に出張を命じることができる。

2 出張を命じられた指導医は、帰着後、速やかに消防長に復命しなければならない。

3 出張を命じられた指導医に対しては、旅費を支給する。旅費の額及び支給方法については、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 8 月横浜市条例第 31 号）第 7 条の規定を準用する。

(退職)

第 19 条 指導医は、次の各号の一に該当する場合には、その日をもって退職し、指導医としての身分を失う。

(1) 雇用期間が満了した場合は、満了した日

(2) 退職を願い出て承認があった場合は、承認があった日

(3) 死亡した場合は、死亡した日

(4) 年齢が、満 65 歳に達した場合は、満 65 歳に達した日の属する会計年度の末日

2 前項第 2 号の規定により退職する場合には、指導医は退職を希望する日の 1 か月前までに、消防長に願い出なければならない。

(解雇)

第 20 条 消防長は、指導医が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを解雇することができる。

(1) 著しく勤務成績がよくない場合

(2) 心身の故障等により、6 か月を超えて勤務ができない場合

(3) 刑事事件に関し処罰された場合

(4) 経歴を偽り、その他不正手段を用いて採用された場合

(5) その他職務上の義務に違反し、又は全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合

2 消防長は、前項の規定により指導医を解雇するときは、解雇する日

の30日前までに、その旨を当該指導医に通告するものとする。

3 第1項第1号及び第3号から第5号までの事由に該当して解雇する場合は、これを懲戒解雇とする。

(報酬)

第21条 指導医に対しては、次のとおり報酬を支給する。

(1) 日額報酬別表に定める額

ただし、横浜市一般職職員又は横浜市特別職職員の身分を有する医師（以下「横浜市職員の医師」という。）が、指導医の職を兼ねる場合においては、当該医師に対する横浜市の給与等が支給されている時間帯の報酬は、非支給とする。

2 通勤手当相当額 非常勤嘱託員の通勤手当相当分について（平成16年3月30日総労第534号）の通知を準用して得られる額

(報酬の支給方法等)

第22条 報酬の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 月の途中において採用又は退職した場合の報酬又は通勤手当相当額の支給については、消防職員の例による。

(報酬支給日)

第23条 報酬及び通勤手当相当額は、当月分の全額を翌々月の5日に支給する。

2 前項に規定する支給日については給料の支給日に関する規程（昭和27年12月横浜市達46号）第2条第2項及び第3項の規定を準用する。

(報酬からの控除)

第24条 消防長は、指導医に報酬を支給するときは、その報酬から所得税源泉徴収額を控除する。

(端数計算)

第25条 報酬の支給に際し、その集計の結果に1円未満の端数を生じた場合は、その端数額を切り捨てる。

2 勤務時間数の集計の結果に、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げて1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(被服の貸与)

第 26 条 消防長は、指導医に対して被服を貸与するものとする。

2 被服の貸与に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

(公務災害保障)

第 27 条 指導医が、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときは、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年 12 月横浜市条例第 46 号)の定めるところにより、その補償を行う。

(簿冊等)

第 28 条 消防長は、出勤簿(第 2 号様式)を整備し管理しなければならない。

(委任)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 12 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱によりなされた手続きその他の行為は、この改正後の要綱によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第21条第1項関係）

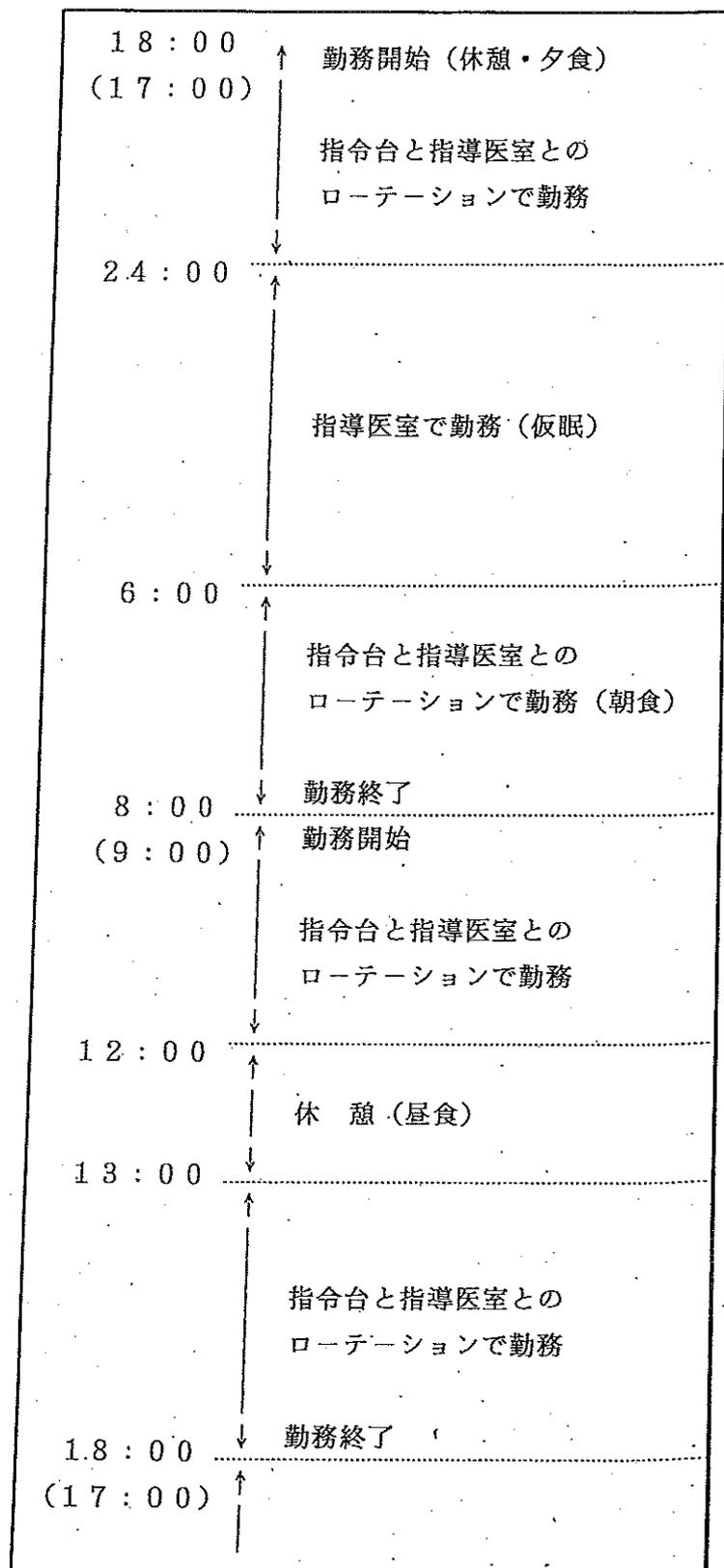
区 分	報 酬 額
1 第14条第1項第1号に定める昼勤に従事した場合の報酬額（2に該当する横浜市職員の医師を除く。）	54,100
2 横浜市職員の医師が、第14条第1項第1号に定める昼勤に従事した場合のうち、当該昼勤に、その医師に対する横浜市の給与等が別に支給される時間帯が含まれる場合の報酬額	9,100
3 第14条第1項第2号に定める夜勤に従事した場合の報酬額	91,800
4 第7条第2項に定める業務を実施した場合の業務1回の報酬額（2に該当する横浜市職員の医師を除く。）	4,000

# 救命指導医の勤務

[一週間の勤務]

[一日の勤務, ( ) は土曜日・日曜日等]

日	9:00 17:00
月	8:00 18:00
火	8:00 18:00
水	8:00 18:00
木	8:00 18:00
金	8:00 18:00
土	9:00 17:00
日	9:00 17:00



(委託件名) 救急救命士再教育研修委託

---

1 委託の目的及び必要理由

救急救命士には再教育が必要とされ、2年間で48時間以上の病院実習が求められていることから、救急救命士免許取得者（日勤者・責任職等を除く）を対象に、病院内において2年間に1人3当直（1当直16時間×3当直=48時間）の病院実習を行うものです。

2 事業開始時期

平成7年度

3 実施（勤務）場所

横浜市立大学附属市民総合医療センター、昭和大学藤が丘病院、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、済生会横浜市東部病院、横浜市立市民病院、横浜栄共済病院、横浜医療センター、横浜労災病院 計8医療機関（平成20年度）

4 勤務体制及び勤務時間

病院内において当直体制にて実施

5 関係法令・通知等

- (1) 「救急業務の高度化の推進について」（平成13年7月4日消防救第262号消防庁救急企画室長通知）
- (2) 「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育について」（平成20年12月26日消防救第204号消防庁救急救助課長通知）

6 契約の相手方

（社）横浜市医師会

7 契約形態

- (1) 随意契約
- (2) 随意契約理由

救急救命士再教育研修は、資格取得後2年に1回、研修生を医療機関へ派遣し、直接指導医から処置技術等について指導を受けるものです。

研修は総務省消防庁の通達に基づいており、横浜市メディカルコントロール協議会が研修の調整を行うことになっていますが、一つの病院が他の病院との調整を図ることは困難なので、調整は病院以外で協議会の構成員に義務づけられている横浜市医師会しかないことから、単独随意契約を希望するものです。

8 委託業務内容（委託業務仕様書の項目）と当局との関わり

委託業務内容	当局との関わり（職員へのヒアリング結果）
1 再教育研修医療機関の確保、日程及び実施時間等の調整	・当局救急課が各病院に依頼し、班編成、スケジュール作成を実施した。
2 再教育研修病院における実施内容の確認	・派遣職員の研修報告を当局救急課でとりまとめて医師会に送付した。
3 再教育研修病院に関する経費の支払	・（社）横浜市医師会が行った。

9 支払方法

実績に基づく一括払い（部分払いなし）

10 事業開始年度から現在までの予算額・契約額（単位：円）

【救急救命士再教育研修委託】

【単位：円】

年度	支払額	備考
7年度	5,082,277	事務開始
8年度	9,599,857	
9年度	9,018,712	
10年度	10,937,587	
11年度	9,786,262	
12年度	10,361,925	
13年度	10,361,925	
14年度	6,140,400	
15年度	13,121,356	
16年度	12,280,978	
17年度	10,351,929	
18年度	7,105,014	
19年度	9,091,362	
20年度	6,914,019	
計	130,153,603	

(委託件名) 救急救命士実務研修委託

---

1 委託の目的及び必要理由

救急救命士免許を取得した後、救急救命士として就業する前に行う研修で、病院内において就業前に7当直の病院実習を行うものです。

2 事業開始時期

平成4年度

3 実施(勤務)場所

横浜市立大学付属市民総合医療センター、昭和大学藤が丘病院、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、済生会横浜市東部病院  
計4医療機関(平成20年度)

4 勤務体制及び勤務時間

病院内において当直体制にて実施

5 関係法令・通知等

- (1) 「救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要領について」(平成6年消防庁救急救助課長通知)
- (2) 「救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要領の一部改正について」(平成10年5月25日消防救第125号消防庁救急救助課長通知)
- (3) 「救急業務の高度化の推進について」(平成13年7月4日消防救第204号消防庁救急救助課長通知)

6 契約の相手方

(社)横浜市医師会

7 契約形態

- (1) 随意契約
- (2) 随意契約理由

横浜市医師会は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに地域包括医療の普及等を図り、もって社会福祉を増進することを目的として各種事業に取り組み、市内医療機関の総合的な窓口となっております。

救急救命士実務研修は、救急救命士の資格を取得した救急隊員が、救急救命士として救急業務を開始する前に実施するもので、「救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要領の一部改正について」(平成10年5月25日消防救第125号消防庁救急救助課長通知)において、消防庁から日本医師会へ実習協力病院の確保と実習の充実についての協力依頼をしており、「救急業務の高度化について」(平成13年7月4日消防救第204号消防庁救急救助課長通知)では、横浜市医師会が地域メディカルコントロール協議会の構成員となり研修の調整を行うことが定められております。今年度は26名を研修対象者としており、これを一つの医療機関において研修を行うことは困難なため、複数の医療機関で研

修を行う必要があります。また高度な応急処置の質のさらなる向上のため、医師に直接処置技術等について指導を受けなければならず、これをとりまとめられるのは、横浜市医師会以外にありません。このことから、横浜市医師会と随意契約（単独）の締結を希望します。

8 委託業務内容（委託業務仕様書の項目）と当局との関わり

委託業務内容	当局との関わり（職員へのヒアリング結果）
1 実務研修病院の確保、日程及び実施時間等の調整	・当局救急課が各病院に依頼し、班編成、スケジュール作成を実施した。
2 実務研修病院における実施内容の確認	・派遣職員の研修報告を当局救急課でとりまとめて（社）横浜市医師会に送付した。
3 実務研修病院に対する経費の支払	・（社）横浜市医師会が行った。

9 支払方法

実績に基づく一括払い（部分払いなし）

10 事業開始年度から現在までの予算額・契約額（単位：円）

【救急救命士実務研修委託】

【単位：円】

年度	支払額	備考
4年度	5,951,340	事務開始
5年度	5,302,440	
6年度	5,290,080	
7年度	5,290,080	
8年度	2,645,040	
9年度	2,696,400	
10年度	2,696,400	
11年度	3,482,850	
12年度	3,707,550	
13年度	3,707,550	
14年度	3,707,550	
15年度	3,258,150	
16年度	4,831,050	
17年度	6,403,950	
18年度	0	実施していない。
19年度	6,291,600	
20年度	6,291,600	
計	60,299,850	

(委託件名) 救急活動の事後検証委託

---

1 委託の目的及び必要理由

メディカルコントロール体制のもとに救急活動について医師による医学的見地からの検証評価を行うもので、救命指導医派遣 12 医療機関に搬送した心肺停止傷病者及び検証医が検証を要すると判断した症例を事後検証の対象とし、検証を行うものです。

2 事業開始時期

平成 15 年度

3 実施（勤務）場所

横浜市立大学附属市民総合医療センター、昭和大学藤が丘病院、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、済生会横浜市東部病院、横浜市立市民病院、横浜栄共済病院、横浜医療センター、横浜労災病院、横浜南共済病院、済生会横浜市南部病院、国際親善総合病院、横浜市立みなと赤十字病院 計 12 医療機関 ※救命指導医派遣医療機関（平成 20 年度）

4 勤務体制及び勤務時間

各医療機関の医師が実施

5 関係法令・通知等

- (1) 「メディカルコントロール体制の整備促進について」（平成 14 年消防庁救急救助課長通知）
- (2) 「メディカルコントロール体制の整備について」（平成 15 年消防庁次長・厚生労働省医政局長通知）

6 契約の相手方

(社) 横浜市医師会

7 契約形態

- (1) 随意契約
- (2) 随意契約理由

横浜市医師会は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに地域包括医療の普及等を図り、もって社会福祉を増進することを目的として各種事業に取り組み、市内医療機関の総合的な窓口となっております。

事後検証は、救急隊員の医学的な知識・技術を充実させ、地域における救命効果を更に向上させることを目的に、医師が医学的観点から救急活動に対して検証することで、救急隊員の行った応急処置の質を保障するものです。

「救急業務の高度化について」（平成 13 年 7 月 4 日消防救第 204 号消防庁救急救助課長通知）では、横浜市医師会が地域メディカルコントロール協議会の構成員となり、研修の調整を行うことが定められております。救急隊員の行った応急処置の質を保障するためには、医師に直接救急活動の検証を受けなければならない、複数の医師が検証を行うこととなります。これをとりまとめられるのは、横浜市医師会以外にありません。このことから、横浜市医師会と随意契約（単独）の締結を希望します。

8 委託業務内容（委託業務仕様書の項目）と当局との関わり

委託業務内容	当局との関わり（職員へのヒアリング結果）
1 検証医師の確保、検証日程の調整	・当局救急課が行った。
2 事後検証結果のとりまとめ	・2か月に一度当局救急課が実績をとりまとめ、(社)横浜市医師会に報告した。
3 経費の支払	・(社)横浜市医師会が行った。

9 支払方法

2か月ごとの部分払い（年6回）

10 事業開始年度から現在までの予算額・契約額（単位：円）

【救急活動の事後検証委託】

【単位：円】

年度	支払額	備考
15年度	5,091,702	事務開始
16年度	8,449,980	
17年度	11,254,320	
18年度	8,558,580	
19年度	12,012,000	
20年度	13,037,640	
計	58,404,222	

(委託件名) 特別教育薬剤投与追加教育委託

---

1 委託の目的及び必要理由

横浜市安全管理局教育年間計画に基づく、特別教育薬剤投与追加教育を実施するにあたり、講師医師の確保、日程の調整、講習内容の調整及び補助資料の作成について委託し、教育の効果として、救急救命士に認められた薬剤投与に関する知識と技術を修得して資質の向上を図り、市民の救命効果を向上することを目的とする。

※薬剤投与追加教育～救急救命士の薬剤投与の実施のための講義及び実習要領について（平成17年3月10日医政指発0310002号）に規定する110時間以上の講義及び60時間以上の実習を行うこと。

2 事業開始時期 平成18年1月18日～

平成17年度から平成20年度まで毎年度1回の教育を実施

3 実施（勤務）場所

横浜市救急救命士養成所

4 勤務体制及び勤務時間

通学制として実施（午前8時30分～午後5時15分）

5 関係法令・通知等

救急救命士の薬剤投与の実施のための講義及び実習要領について（平成17年3月10日医政指発0310002号）

横浜市予算、決算及び金銭会計規則、横浜市契約規則、  
横浜市物品及び役務検査事務取扱規程

6 契約の相手方

社団法人 横浜市医師会

7 契約形態

(1) 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(2) 随意契約理由（平成20年度契約依頼時）

本教育は、救急救命士の救急処置拡大に伴う追加教育で、対象は平成17年度以前に行われた救急救命士国家試験（第29回まで）の合格者で、本教育修了後、所定の病院実習を経て、神奈川県メディカルコントロール協議会の認定を受けるために必要な知識と技術を習得させるためのものです。この教育を行うための講師は救急指導医や臨床救急医学に精通した医師を中心に選定されていますが、これらの医師の選定や諸準備を当局が遂行することは不可能です。また、救急医学に精通している医師の選定及び調整を実施できるのは本市では、下記医師会だけです。

下記医師会は、横浜市内の医師約3,400名を会員とする公益法人(社団法人)で、横浜市内18区医師会及び大学区医師会により組織され、医療の学術専門団体及び市民の医療・保健・福祉の充実、向上に寄与すべく各種事業を行っております。また、救急医療に関しては、本市健康福祉局(旧衛生局)との間で、質的向上に関する調査研究委託契約を締結するなど、

この分野において熟知しています。

特に、当局との間では、平成 3 年度から救急救命士養成教育を、平成 16 年度から気管挿管追加教育を、そして、本教育を平成 17 年度から受託し、この教育において所定の病院実習に必要な知識と技術を習得させています。

以上のことから、本教育には、下記医師会でなければ調整できない事項があり、また、本教育を通じ、所定の病院実習に必要な知識及び技術を習得させていることから、随意契約(単独)を希望します。

#### 8 委託業務内容(委託業務仕様書の項目)と当局との関わり

委託業務内容	当局との関わり
講師医師の確保	養成所職員が病院の実務担当医師にお願いしている。
日程調整	—
講習内容の調整	—
補助資料の作成	—

#### 9 支払方法

確定払い(履行期間終了後)

#### 10 事業開始年度から現在までの決算額・契約額(単位:円)

年度	決算額(契約額)
17年度	2,255,133
18年度	2,255,133
19年度	2,255,133
20年度	2,255,133
累計	9,020,532

(委託件名) 特別教育ディスパッチャー養成教育委託

---

1 委託の目的及び必要理由

横浜市安全管理局教育年間計画に基づく、特別教育ディスパッチャー養成教育を実施するにあたり、講師医師の確保、日程の調整、講習内容の調整及び補助資料の作成について委託し、教育の効果として、司令課勤務の救急救命士が消防司令センターにおいて、傷病者の緊急度・重症度識別と救急隊等の管制が迅速にできる知識と技術を修得して資質の向上を図り、市民の救命効果を向上することを目的とする。

2 事業開始時期 平成 20 年 5 月 22 日～

(1) 平成 20 年 5 月 22 日～平成 20 年 5 月 23 日

3 実施（勤務）場所

横浜市救急救命士養成所

4 勤務体制及び勤務時間

通学制として実施（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

5 関係法令・通知等

横浜市予算、決算及び金銭会計規則、横浜市契約規則、  
横浜市物品及び役務検査事務取扱規程

6 契約の相手方

社団法人 横浜市医師会

7 契約形態

(1) 随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

(2) 随意契約理由（平成 20 年度契約依頼時）

本教育は、現在安全管理局警防部司令課に勤務し、指令管制業務に従事する救急救命士を対象に行う特別教育で、平成 20 年 10 月から運用する「新たな救急システム」における 119 番通報時の救急要請に対し、傷病者等の緊急度・重症度識別を実施するうえで必要な医学基礎知識を習得させるために行うものです。

本教育の実施に当たっては、横浜市救急救命士養成所養成所長兼専任教授及び専任教授並びに客員教授の医師との調整により、専科教育救急救命士養成科と同等もしくはそれ以上の専門医師が適任であるとされていることから、救急指導医や臨床救急医学に精通した医師を選定する必要がありますが、これらの医師の選定や諸準備を当局が遂行することは不可能です。また、救急医学に精通している医師の選定及び調整を実施できるのは本市では、下記医師会だけです。

下記医師会は、横浜市内の医師約 3,400 名を会員とする公益法人(社団法人)で、横浜市内 18 区医師会及び大学区医師会により組織され、医療の学術専門団体及び市民の医療・保健・福祉の充実、向上に寄与すべく各種事業を行っております。また、救急医療に関しては、本市健康福祉局(旧衛生局)との間で、質的向上に関する調査研究委託契約を締結するなど、この分野において熟知しています。

特に、当局との間では、平成 3 年度から救急救命士養成教育を、平成 16 年度から気管挿管追加教育を、そして、薬剤投与追加教育を平成 17 年度から受託するなど救急救命士の教育において全幅の信頼をしているところです。

以上のことから、本教育には、下記医師会でなければ調整できない事項があり、また、本教育を通じ、所定の病院実習に必要な知識及び技術を習得させていることから、随意契約(単独)を希望します。

#### 8 委託業務内容（委託業務仕様書の項目）と当局との関わり

委託業務内容	当局との関わり
講師医師の確保	講師の確保を、病院の実務担当医師にお願いしている。
日程調整	—
講習内容の調整	養成所から病院の実務担当医師を通じ内容確認等を実施している。
補助資料の作成	—

#### 9 支払方法

確定払い（履行期間終了後）

#### 10 事業開始年度から現在までの決算額・契約額（単位：円）

年度	決算額（契約額）
20 年度	291,060
累 計	291,060

※ 平成 20 年度予算には計上していなかったが、予算内定後、実施することになったもの。

(委託件名) 救急科に関する教育委託

1 委託の目的及び必要理由

横浜市安全管理局教育年間計画に基づく、専科教育(第14期及び第15期)救急科及び第40期初任教育救急を実施するにあたり、教育の実施、講師の選定、日程調整、講師の派遣、経費の支払いなどについて委託し、教育の効果として、救急基礎医学についての専門知識を習得させ、救急隊員有資格者を養成し、市民の救命効果を向上することを目的とする。

2 事業開始時期 平成20年4月9日～

平成19年度以前は、専科教育、初任教育救急の実施毎に契約を締結していたものを、平成20年度からは1本化して契約することとした。

3 実施(勤務)場所

- (1) 専科教育(第14期)救急科 横浜市救急救命士養成所
- (2) 第40期初任教育救急 横浜市消防訓練センター
- (3) 専科教育(第15期)救急科 横浜市消防訓練センター

4 勤務体制及び勤務時間

- (1) 専科教育 通学制として実施(午前8時30分～午後5時15分)
- (2) 初任教育 初任教育(宿泊制)の中で実施

5 関係法令・通知等

消防学校の教育訓練の基準(平成15年11月19日消防庁告示第3号)  
横浜市予算、決算及び金銭会計規則、横浜市契約規則、  
横浜市物品及び役務検査事務取扱規程

6 契約の相手方

社団法人 横浜市病院協会

7 契約形態

- (1) 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
- (2) 随意契約理由(平成20年度契約依頼時)

本教育は、消防学校の教育訓練の基準に定める救急科と同内容の教育としており、救急隊員の行う応急処置等の基準に基づき、必要な基礎知識及び技能を修得させるもので、新たに救急隊員の資格を取得する者を対象とするものです。

実際の教育にあたり、基礎医学の講義については、それぞれの科目ごとに市内各病院から適任な医師を派遣していただくとともに、かつ、講師である医師を統括してカリキュラムを編成する必要がありますが、こうした病院間調整や諸準備業務を当局が遂行することは不可能です。

下記病院協会は、横浜市内に所在する病院の管理運営を円滑にするため、横浜市医師会及び関係諸機関との協調をもとに地域医療の向上を目的として運営しており、その業務内容には、当局で遂行不可能な病院間調整と講師派遣、研修日程調整の業務等を統括するのに最適な機関であります。また、当局との間では、救急隊員の養成教育については、平成3年度から救急Ⅱ課程隊員養成科を、平成8年度からは救急標準課程隊員養成科をいずれも下記病院

協会に、委託し実績を上げるとともに、優秀な救急隊員を養成してきました。

以上のことから、本教育には下記病院協会による病院間調整と講師の派遣調整が不可欠ですので、随意契約（単独）の締結を希望いたします。

#### 8 委託業務内容（委託業務仕様書の項目）と当局との関わり

委託業務内容	当局との関わり
教育の実施	—
講師の選定、日程調整、講師の派遣、経費の支払い	—
教育日程表及び教科目担当者一覧表の提出	—
ミニテストの作成	—
講義資料等の作成	

#### 9 支払方法

確定契約の部分払い（3回以内）

- (1) 第1回 専科教育第14期救急科修了後（平成20年5月30日支払）
- (2) 第2回 第40期初任教育救急終了後（平成20年6月30日支払）
- (3) 第3回 専科教育第15期救急科修了後（平成21年3月24日支払）

#### 10 事業開始年度から現在までの予算額・契約額（単位：円）

年度	決算額（契約額）
20年度	4,795,560
累計	4,795,560

※ 平成20年度から契約を1本化したもの。